

政策資料

No.245 《復刊140号》
1987年2月1日

卷頭言 戸田菊雄 1
資料

I 予算関連資料

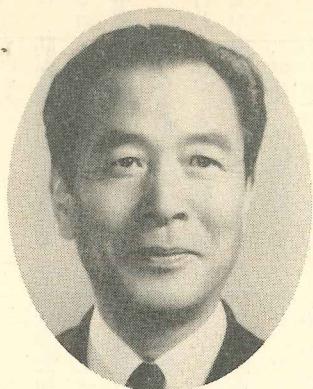
- 党首会談に当たっての提案 2
- 1987(昭和62)年度予算編成に関する申し入れ 5
- " " 政府予算案について
(談話) 9
- 「昭和62年度予算大蔵原案」について
(談話) 10
- 防衛費の対G N P比1%枠突破に関する委員長声明 11
- 昭和62年度予算・税制、財政投融資に対する申し入れ書 12
- 1987年度(昭和62年度)文教関係予算編成についての申し入れ 12
- " 科学技術予算に関する申し入れ 14

II 税制改正について

- 自民党の税制改革の基本方針に対する談話 15
- " 「昭和62年度税制改正大綱」について(談話) 16
- 四野党政審会長会議での税制改革についての確認事項 17
- 経済政策転換のための六つの提案 18
- 地価急騰対策のための八つの提案 22
- 社会・公明書記長会談 合意事項 25
- 社会・公明党首会談 合意事項 26
- 中央労働基準審議会の建議について(談話) 26
- 鉄鋼産業に対する申し入れ 27
- 豪雪・雪害対策についての申し入れ 28
- わが国経済の社会的成長と
完全雇用のために 29
- 雇用の安定に関する決議(衆議院・参議院) 31
- 〈参考資料〉
- 老人保健法改正案の審議経過 33
- 国鉄改革関連法案の審議内容 39

日本社会党政策審議会

言頭巻



主権在民を捨てた 中曾根政治

戸田菊雄

政策審議会副会長

「増税なき財政再建」は、公約違反の大増税となり、円高不況は国民生活を脅かしている。防衛費の一%枠突破はとめどもなく軍事路線に拍車をかけ、軍事大国を目指す危険な政治である。一〇八国会

結果は、高額所得者と大企業優遇税制であり、年収六〇〇万円以下の所得者には大増税、不公平さが中心となると考える。

ここに、政府の税制改革は売上税(日本型付加価値税)の新設と、少額貯蓄非課税制度の廃止である。

これらの新設と廃止は、応能負担を原則とする課税の公平に関するす

るシャウプ以来の考え方を変質させ、逆進的な大衆重課税を招来する。

結果は、高額所得者と大企業優遇税制であり、年収六〇〇万円以下の所得者には大増税、不公平さが中心となると考える。

多くの国民からの反発も極めて強く、完膚なきまでに追及し、廃案に追い込むことである。

第一に、税の不公平を徹底的に是正する。

第三に、将来展望に立って、高齢化、国際化の進展に対応した税制を確立する等、当面の改革と中期展望に立つての改革案を示し、かつ、減税については、所得減税

約三兆円(国税分二兆二〇〇〇億円、個人住民税八〇〇〇億円)、法人税の基本税率の引き下げにもなう減収分は、法人関係税の增收によって、財源を確保する。財源をも明確にして、その実現を要請している。

また、一般歳出圧縮の中で、例外扱いの顕著な項目は防衛費である。

五八年度以来のマイナス予算の中で、各年度六・五%ないし、七

%高い伸び率でふえており、国民の間には、防衛費調達のために、売り上げ税の導入、福祉予算の切り下の項目をはじめ、重点施策として、二〇項目の具体的な施策を申し入れ、その実現を要請した。

なかんずく、税制改革については、第一に信頼と合意の形成をめざす。

第一に、税の不公平を徹底的に是正する。

第三に、将来展望に立って、高齢化、国際化の進展に対応した税制を確立する等、当面の改革と中期展望に立つての改革案を示し、かつ、減税については、所得減税

悪政を封じ、議員に与えられた法律案の発案、法律案の審議、法律案の議決等の権能を駆使し、(今までに数多くやつてきたが)議員立法を提案し、国民に青写真を示し真摯に取り組むことが、国民の切実な要求を実現させるために肝要なことと考えている。

(とだきくお・衆議院議員)

I 予算関連資料

一九八六・一二・二六

党首会談に当たつての提案

一九八七（昭和六二）年度予算編成に関する重点要求

記

(一) 内需拡大の積極型財政への転換

一九八七年度予算編成にあたつては、実質四～五%程度の経済成長を確保し、雇用安定・国民生活向上を軸とする内需主導の積極型予算とすること。そのため、一律マイナス・シーリング方式を転換し、予算規模は、少なくとも名目成長率程度の伸びを確保すること。

(二) 抜本的雇用・中小不況業種対策の確立

今日の雇用・失業情勢の悪化に鑑み、雇用調整助成金、雇用開発助成金の拡充、地方公共団体に対する「雇用創出特別交付金」の交付、完全週休一日制、週四〇時間労働制等労働時間の短縮、パート労働者の労働条件向上、

予算編成の最終局面に当たり、わが党は、本党首会談において、とくに以下の重点事項を実現するよう強く要求する。

昨日内示された一九八七年度政府予算案大蔵原案は、「円高不況傍観・増税軍拡型予算」ともいふべきものであり、生活不安・雇用不安・経営不安に悩む国民全ての期待を裏切るものとなつてゐる。

とくに、防衛費の突出をすすめながら五年連続のゼロ・マイナスシーリングの強行により対前年度実質伸び率ゼロという超緊縮財政に加え、「増税なき財政再建」「大型間接税の導入は行わない」との公約を踏みにじり、大型間接税の導入やマル優の廃止といった歟止めなき大衆大増税、国庫補助負担金のカット拡大などによる地方への負担転嫁の増大、さらには賃金抑制など個人消費冷え込みの政策を強行しようとしている。これでは政府経済

見通しによるGNP三・五%実質成長の達成すら全く望めず、内外から強く要請されている内需拡大にも逆行する矛盾に満ちた大蔵原案と指摘せざるをえない。

わが党は、来年度予算の編成については、一九九〇年度赤字国債依存脱却という「財政再建」策の破綻を指摘するとともに、中長期的な社会的成長を展望し、大幅減税、雇用対策の抜本強化、社会資本投資の充実、自治体財政の確立、勤労者の大幅賃上げ・生活向上、公務員賃金改善費の当初予算計上、円高差益の完全還元などによる円高不況克服・内需拡大の積極型予算とするよう再三にわたり申し入れてきた(八月二八日付・一月二七日付・一二月二二日付等)。

男女雇用平等の推進のための行政指導、助成措置の強化等をはかること。

また、不況業種・中小企業対策として、特定不況業種・地域雇用安定法及び特定地域中小企業対策法並びに下請代金支払遅延防止法の強化改正、石炭政策の確立等をすすめること。

さらに、高齢化・国際化等に対応して、社会的成長の推進のもとで雇用の安定・確保をはかるため、経済・産業政策と雇用・労働政策の総合的・一体的展開をめざした「社会的成长及び完全雇用の推進に関する法律」(仮称)の制定をはかること。

(三) 「売上税」の導入中止と大幅減税の実施

政府の公約に反する「売上税」(＝大型間接税)の導入を中止し、カード制導入による限度管理のもとでの少額貯蓄利子非課税制度の存続をはかるとともに、所得税減税(二兆二〇〇億円)・個人住民税減税(八〇〇〇億円)、合計三兆円(パート・住宅減税含む)の大幅減税を不公平税制の徹底的正、キャビタル・ゲイン課税の強化、租税特別措置の整理合理化、土地税制の改革などによつて六二年度において実施すること。

(四) 防衛費の対GNP比一%枠の厳守

防衛関係費は今年度水準で凍結し、一%枠を厳守するとともに、基地労働者の賃金・手当等の改善等については米国に措置させ、「おもやり」予算の増額は中止すること。

また、防衛関係費の計画的削減案を明らかにするとともに、発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球環境の保護等のため、各国軍事費の一一律削減による基金の創設の提唱・拠出、

「对外経済協力基本法」(仮称)の制定による海外援助システムの改革をはかるとともに、政府開発援助費(ODA)の前年度並みの伸び率を確保すること。

さらに、防衛庁による人工衛星の利用を中止するとともに、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力を即時中止すること。

(五) 社会資本の計画的整備等

二世紀に向けて、国民生活基盤、社会資本を整備するため公的住宅、福祉型都市施設整備、防災、下水道、老人福祉施設等の公共事業を拡大し、不況地域に重点的に配分すること。また、食料の安定確保のため食管制度の根幹の維持と農業および漁業基盤の整備、地方交通線維持と地方バス・離島航路に対する助成強化等をはかること。

東京一極化を是正し、地域の均衡ある発展に資する「四全総」を策定するとともに、大都市を中心とする地価急騰に歯止めをかける

ため、国土利用計画法の抜本改正等をはかること。

みどりと森林資源保全の推進のため国の財政措置の強化、国有林野事業の財政再建対策のための一般会計からの繰り入れ強化をはかること。

(六) 社会保障の充実

国民健康保険制度の抜本改善による地域保健医療システムの整備、老齢福祉年金の給付水準の引き上げ、社会福祉施設入所定員の小規模化等の措置を講ずるとともに、国立病院の統廃合は中止すること。

また、国家補償の精神にもとづき原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、被爆者援護法を制定すること。

(七) 教育・文化の拡充

「六年制中等学校」や「初任者研修費」など国民的合意を欠いた臨教審答申の予算化の中止、四〇入学級の早期完結、私学助成の拡充、生涯学習の充実、外国人留学生の受け入れ促進、障害児の普通学校受け入れのための環境整備等をすすめること。

地方文化施設の整備拡充と伝統文化・工芸の育成、埋蔵文化財の保護、自治体オーケストラ、子ども劇場、親子劇場、文化の国際交流などに対する助成を強化すること。

舞台入場税・娯楽施設利用税は撤廃すること。

と。

(八) 地方税財政の拡充強化

地方税財政の充実をめざし、減税による減収の完全補填、国と地方の税配分の改善、地方交付税の総額確保等財政調整制度の充実、新たな国庫補助負担率引き下げの中止と既存の国庫補助負担率引き下げによる地方財政への影響額の完全補填、自治体の単独事業の充実・強化のための起債発行制限の撤廃をはかること。産炭地等特定地域に対する雇用創出対策の推進と既存の起債償還、人件費等に対する特別の交付税措置を講ずること。

また、郵便貯金資金の自主運用の拡大をはかり、郵貯資金の地方還流による地域経済の振興と活性化に寄与させること。

(九) 「やさしい社会」づくりに向けて

1 行政窓口に手話通訳者の配置や点字書類を備えるとともに、障害者の有料道路の割引については、介護者に運転を委ねる場合も対象とし、また国鉄・有料道路割引については心臓・腎臓等内因性障害者も対象に含めること。

2 在宅福祉の充実のため、ホームステイ、デイケアの充実、ホームヘルパーの大幅増員等の介護サービスの拡充をすすめるこ

3 女性の社会参加をすすめるため、政府・公共機関の審議会等の委員については、女性の占める割合を当面一〇%以上に引き上げ、各種審議会の新設・委員の改選にあたり着実に実施すること。

4 四〇年以上にわたって残置されてきた中国残留孤児等の対策を抜本的に強化するため、日本語修得、住宅、雇用などの特別援護措置を講じ、また、養父母への援護措置、養父母を含む一時帰国、訪日調査費などの予算を増額すること。

5 公団、公社などの民間からの既存の借り入れ資金の一括借り換えを促進し、分譲住宅の既存のローン返済額の引き下げをはかること。

6 地域指定を解除し、公害患者を切り捨てようとする「公害健康被害補償制度」の改善を中止すること。

7 大島の被災住民に対する生活救済をはじめ観光、農業、商工業等地域産業の復興対策を早急に実施すること。また、桜島、阿蘇、有珠と同様、三原山にも活動火山対策特別措置法を即刻適用すること。

8 全国の地震・火山噴火の予知体制の抜本的充実・強化と予算措置を拡充すること。

別措置法にかわる「部落解放基本法」の制定

定と地域改善対策事業、啓発・教育・雇用等の総合対策予算を計上すること。

9 戦後処理、とりわけ台湾人元日本兵等に対する的確な補償措置等を講ずること。

一九八六年一二月二六日

日本社会党中央執行委員会
委員長 土井たか子
内閣総理大臣 中曾根康弘 殿
自由民主党總裁

一九八六・一二・二二

一九八七（昭和六二）年度予算編成に 関する申し入れ

昨年九月のG5（五カ国蔵相会議）以来の急激な円高の結果、わが国の産業、経済は、深刻な影響を被りつつある。輸出関連の中小地場産業が衰退し、石炭、非鉄金属産業、さらには鉄鋼、造船、海運、自動車、電機など、基幹産業でも輸出減退から生産停滞を招き、雇用情勢は深刻化の一途をたどり失業率は二・八%を超えて、今後雇用調整を考えている企業は増大している。また、この経済低迷と低金利によって過剰資金の投機化が進行するという状況が現出しつつある。

このような切迫した事態にもかかわらず、自民党・中曾根内閣は防衛費のみは突出させながら、一九九〇年度（昭和六五年度）に赤字国債依存から脱却するという虚構の「財政再建」を優先させ、臨調行革路線の下で五年連続のマイナスシーリングを強行し、行財政の縮小均衡に固執している。しかも、大型間接税の導入やマル優の廃止といった大衆増税、賃上げ抑制によって内需拡大にとって重要な個人消費は抑圧され、国庫補助負担金のカツ

定・国民生活向上を軸とする内需主導の経済成長を実現するため、積極型の予算とするこ^{とも}と名目成長率程度の伸びを確保すること。

ト拡大による地方への負担転嫁の増大もまた内需拡大の要請にまつたゞ逆行している。このまま推移すれば、輸出主導型から内需拡大への構造転換は不可能であり、高失業と長期的不況に突入することは避けがたく、ましてや、貿易摩擦等の対外問題の解決はまつたく期待できない。

したがって、わが党は一九八七年度予算の編成にあたっては、従来型の発想を根本的に改め、社会的成長を推進する中期的展望のもとに、福祉充実、大幅減税、生活関連の社会資本投資、抜本的な雇用対策、自治体財政の確立などをはじめとする内需拡大を優先させた積極型の予算編成とするよう強く要求する。

一、予算編成の基本方針について —内需拡大・雇用安定の積極型予算へ—

- (1) 賃上げ抑制による内需拡大にとつて重要なGNP比一%枠を厳守するとともに、雇用安

定・国民生活向上を軸とする内需主導の経済成長を実現するため、積極型の予算とするこ^{とも}と名目成長率程度の伸びを確保すること。

(2) 深刻化する雇用問題を解決するため、抜本的な雇用対策を実施すること。

(3) 大幅所得減税を実施し、その財源は大型間接税の導入とマル優の廃止によるのではなく、不公平税制の是正によって確保すること。

(4) 二一世紀に向けて、国民生活基盤、社会資本を整備するための公共投資を拡大すること。

(5) 社会保障、教育条件の整備など国民生活に直接かかわる分野を充実させること。

(6) 地方への負担転嫁は行なわず、積極的な地方財政運営をすすめるため、地方税財源の充実・強化及び財政調整制度の充実をはかること。

(7) 女性の社会参加の拡大と文化育成のための対策の充実・強化をはかること。

二、予算編成の基本方針について

- 一九八七年度予算編成にあたっては、実質四・五%程度の成長率を確保し、防衛費の対GNP比一%枠を厳守するとともに、雇用安

産業構造の転換、企業の海外進出などに起因するものであり、これは一時的・循環的なものとはいえない。このため、中長期的な観点で総合的雇用政策をすすめるとともに、的確な緊急対策を推進すること。

① 高齢化・国際化等に対応して、社会的

成長の推進のもとで雇用の安定・確保をはかるため、経済・産業政策と雇用・労働政策の総合的・一体的展開をはかるため「社会的成長及び完全雇用の推進に関する法律」(仮称)の制定に合意をはかること。

② 円高不況の直撃を受けている中小・地場産業の経営安定と雇用確保、構造不況業種に対する助成強化をすすめ、雇用調整基金、雇用開発助成金の適用拡大、期間延長等をはかること。

③ 地方公共団体による地域雇用の創出を促進するため、「雇用創出特別交付金」を交付すること。

④ 労働基準法改正等により、当面、完全週休二日制、週四〇時間労働制を社会的に確立し、ワーケーシェアリング(仕事の分かちあい)等を推進すること。

⑤ 女性差別撤廃条約の精神に沿って雇用分野におけるすべての女性差別の禁止をめざすとともに、当面、男女雇用平等の推進のための行政指導、助成措置を強化

すること。

⑥ パート労働者、派遣労働者など不安定就業者の雇用安定と労働条件の向上をはかるとともに、高齢者の雇用の確保と再就職援助を推進すること。

⑦ 国鉄改革に伴う国鉄職員の雇用確保と生活安定について万全を期すとともに、国鉄共済年金に対する的確な措置を講ずること。

(2) 大型間接税・マル優廃止を止め、不公平税制是正による大幅減税の実施

政府・自民党がすすめている税制改革は、公約破りの「売上税」(=大型間接税)の導入を企図し、利子非課税制度を廃止し、それらを財源に法人税の減税までも実施しそうという言語道断の大衆増税であり、所得減税を含むとはいへ財源の捻出方法が基本的に間違っている。こうした税制改悪を止め、不公平税制是正による大幅減税を実施すること。

① 政府の公約に反する「売上税」(=大型間接税)の導入は行なわないこと。

② 利子非課税制度は、カード制を導入し、限度管理を徹底する措置をとり、現行制度を存続させること。

③ 所得税減税(二兆二〇〇〇億円)・個人住民税減税(八〇〇〇億円)、合計三兆円

(パート・住宅減税含む)の大幅減税を実施すること。その財源は、不公平税制の徹底的は正、キャピタル・ゲイン課税の強化、土地税制の改革などによつて確保すること。

④ 法人税の基本税率の引き下げは法人税の課税ベースの拡大、合理化等による税収増の範囲で実施すること。

⑤ 「森林・河川緊急整備税」は導入しないこと。

(3)

防衛費の対GNP比1%枠厳守

防衛関係費は今年度水準で凍結し、1%枠を厳守するとともに、防衛関係費の計画的削減案を明らかにし、世界の軍縮に先進的役割を果たすこと。さらに、発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球環境の保護、世界的規模での生活社会資本整備のため、各國軍事費の一律削減による基金の創設を呼びかけ、率先して拠出すること。

① 軍事拡大計画ではなく、軍縮計画を作成、実施すること。当面、防衛費の対GNP比1%枠を厳守するとともに「思いやり予算」の増額は行なわないこと。

② 政府開発援助(ODA)は、前年度予算の伸び率(7%)を確保すること。

③ 「对外経済協力基本法」(仮称)を制定し、海外援助システムの改革を直ちに実

施すること。

(4) 国民生活基盤整備のための公共事業の拡大

二一世紀に向けて、国民生活の基盤となる社会資本の整備をはかること。そのため、現在の緊急事態を考慮に入れ、建設国債の増発によって公共事業を拡大していくこと。公共事業は、不況地域に重点的に配分するとともに、効率的に予算を活用するため用地取得費の少ない事業を重点的にすすめること。また、国庫補助率の引き下げは行なわないこと。

- ① 住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設等の整備推進をはかること。
- ② 食料の安定確保のため、農業基盤および漁業基盤の整備をはかるとともに、食糧自給率の向上をめざし、米の自由化はせず、減反政策を見直すこと。
- ③ みどりと森林資源の保全を推進するため国の財政措置を強化するとともに、国有林野業の財政再建対策のため一般会計からの繰り入れを強化すること。
- ④ 大都市を中心とする地価急騰に歯止めをかけるため、国土法改正による届出最小面積を引き下げるとともに、国公有地の民間への払い下げを中止し、自治体主導の計画的利用、超短期の重課の創設など。

どの土地税制の改革を行なうこと。

(5) 地域の均衡のとれた発展に資する「四全総」の策定をめざすこと。

国鉄長期債務の償還に対する的確な予算措置を講ずるとともに、地方交通線の維持をはかること。また、地方バス、離島航路に対する助成を強化すること。

(5) 社会保障の充実

社会保障関係予算については、これ以上の後退を避け、高齢社会の到来に的確に対応するため施策の強力な推進をはかること。

- ① 社会保障関係費は、一律削減の対象とせず一般会計に占める割合（一九八六年度一八・二%）を引き上げること。
- ② 国民健康保険にかかる経費の一部都道府県負担をやめ、国保会計の赤字の完全補填を行なうとともに、地域保健医療システムの確立のため制度の抜本改善をはかること。

(6) 教育・文化対策の拡充

国民的課題である教育荒廃の克服と二十一世紀を担う子供の健全な育成のため、各種の措置を強化すること。

- ① 文教関係予算については、一般会計に占める割合（一九八六年度八・四五%）を引き上げること。
- ② 義務教育国庫負担にかかる学校事務職員、学校栄養職員の人員費については、負担対象からの除外、負担率引き下げなどを行なわないこと。
- ③ 「六年制中等学校」や「初任者研修費」など、臨教審答申の先取りの予算化は行

化するとともに、施設福祉から在宅福祉に重点を移し、ホームヘルパーの大幅増員など介護サービスの充実をはかること。

(6) 国立病院の統廃合を中止し、利用者参加にもとづき対象病院の再建築を講ずること。

行政窓口に手話通訳者の配置や点字書類を備えるとともに、各種の障害者が一般の学校や公共交通機関を利用できるよう行政措置をすすめること。

- ⑧ 国家保障の精神にもとづき原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、被爆者援護法を制定すること。

わないこと。

- (4) 四〇入学級の早期完結や私学助成と拡充など、ゆきとどいた教育の推進、生涯学習の充実をはかるとともに、外国人留学生の受け入れの拡大、諸条件の整備をするすること。

- (5) 地方文化施設の整備拡充をすすめ、伝統文化・工芸などの育成、埋蔵文化財の保護をはかるとともに、自治体オーケストラ、子ども劇場、親子劇場、文化の国際交流などに対する助成を強化すること。舞台入場税は撤廃すること。

(7)

不況業種・中小企業対策

円高不況、構造不況に苦しむ業種の経営安定と雇用確保をすすめるため不況業種、中小企業に対する助成の強化をはかること。

- (1) 特定不況業種・地域雇用安定法の業種・地域の拡大、指定基準の緩和など制度の弾力的運用、及び特定地域中小企業対策法による指定地域の拡大、附帯決議にそつた雇用安定のための積極的な措置を講じること。

- (2) 下請代金支払遅延防止法の改正などを含め、独禁施策等の充実をはかり、大企業による不当な取引の排除を行うこと。
- (3) 国内資源の活用・雇用・地域経済振興

(8)

地方財政の強化

内需拡大、地域経済振興、住民福祉向上の観点から地方税財源の拡充強化をはかり、積極的な地方財政運営をすすめること。

- (1) 教育や農業関係を始めとする人件費・国保関係経費・公共事業費などにおける新たな国庫補助負担率の引き下げ、一般財源化は行なわないこと。
- (2) 税制の抜本的改革にあたつては、地方税源の充実・強化をはかるとともに、少なくとも減税財源の補填措置、国と地方の税配分の現状維持のための措置を講ずること。また、地方交付税の総額確保等財政調整制度を充実させること。

(9)

その他の重点施策

- (1) 八七年三月末に失効する地域改善対策特別措置法にかわる「部落解放基本法」を制定し、地域改善対策事業の実施とともに、啓発、教育、雇用を含めた総合対策に必要な予算を計上すること。
- (2) 郵便貯金資金の自主運用の拡大をはかること。また、郵貯資金の地方還流をはかり、地域経済の振興と活性化に寄与させること。
- (3) 公団、公社などの民間からの既存の借り入れ資金については、一括して借り換えを促進し、分譲住宅の既存のローン返済額の引き下げをはかること。
- (4) 円高、原油値下がりにより発生した巨

を組み込んだ石炭政策の確立、非鉄金属

鉱業の経営安定化対策、希少金属備蓄の拡充、探鉱開発、選鉱製錬技術の開発を積極的に展開すること。

石炭、非鉄鉱山の休閉山縮小の場合は、新企業を含め、代替産業の配置等、地域雇用、地域経済面で万全の配慮をはかり、積極的な指導を行うこと。

- (4) 鉄鋼・造船・海運・非鉄金属・繊維をはじめ、自動車・電機など円高不況、構造不況に苦しむ業種の経営の安定と雇用の確保のための施策の推進をはかること。

- (3) 産炭地等の自治体存立基盤の崩壊の危機にたつ特定地域に対し、自治体の雇用創出対策をすすめるとともに、起債償還、人件費等に対する特別の交付税措置を講ずること。

- (4) 自治体の単独事業の充実・強化をはかるため、起債の充実をはかること。

- (5) 国庫補助負担率引き下げ三ヵ年継続措置にかかわり、一九八七年度において生じる地方財政への影響額について完全に補填するとともに、生活保護等の負担率を従前に戻すこと。

大きな差益を早急に還元とともに、電

気・ガス料金は、一九八七年度より新料

金体系にし、政府関与物資については、

早急に消費者還元を行なうこと。

⑤ 新型転換炉、高速増殖炉、原子力船定

係港の建設、及び幌延町・六ヶ所村での

放射性廃棄物・ウラン濃縮・再処理の施

設計画を中止し、それのかえり、燃料電

池発電、太陽光発電等の研究開発施設の

建設をすすめること。また、防衛庁によ

る人工衛星の利用を中止するとともに、

SDIの研究開発に対する日本の参加・

一九八六・一二・三〇

一九八七年度（昭和六二年度）政府予 算案について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

内閣総理大臣
中曾根 康弘 殿

日本社会党中央執行委員会
委員長 土井たか子

右、申し入れる。

一九八六年一二月二二日

協力を即時中止すること。

⑥ 公務員等の賃金改善に必要な給与改善費を当初予算に計上すること。

二、政府予算案は、深刻な円高・構造不況と雇用不安、厳しい対外経済摩擦等の緊急する課題に対してもんら対応しない三二年ぶりという超緊縮予算であり、しかも軍備拡大を推進するための大増税を企図した『円高不況傍観・増税軍拡型予算』である。これは、わが党が再三にわたって主張してきた『内需拡大・雇用安定の積極型予算』に真つ向から背くものであり、政府経済見通しのGNP実質三・五%成長は望むべくもなく、既に破綻が明らかな六五年度「財政再建」策にしがみつく大蔵当局の官僚的発想にもとづくものであり、国民経済も国民生活も全く不在と指弾されるものである。

三、売上税は何と弁明しようとも大型間接税であることは明白であり、これを税制改革の柱に据えたことは中曾根内閣の国民への

公約違反、議会制民主主義のルールに反する重大な政治的背信行為である。この売上税の導入とマル優など利子非課税制度の撤廃といふ二つの増税を基軸にした今回の政府・自民党の税制改革は、国民に所得減税をまず提示し歓心をかい、不公平の拡大・

金持ち優遇・サラリーマン増税に帰着するまさに戦後最大の「税制大改悪」である。

財政再建を建前とした歯止めなき増税時代に突入する「増税元年」ともいうべき税制改悪予算を組んだことは断じて許せない。

一、一九八七年度（昭和六二年度）政府予算案において、防衛費の対GNP比一・%枠の突破が決定されたことは、戦後内閣最悪の暴挙であり、歯止めなき軍拡・戦争への道を切り開く危険な企てである。戦後の日本

経済の発展は、平和憲法・戦争放棄の理念に裏打ちされたものであり、軍拡の前に健全な経済・国民生活の発展は有りえない。わが党は、重大なる決意をもつてこのGNP一・%枠突破阻止のたたかいを展開する。

四、防衛費における歴史的暴挙に対比して、

国民生活については責任放棄とすらいえる内容となつてゐる。文教予算の削減、社会保障関係予算のほぼ横這い、農業関係予算の削減などに加え、円高不況・雇用対策の目玉として提示されている三〇万人雇用プラン、約一〇〇〇億円の予算措置は、一時的・循環的な状況への対応の域を出ないものであり、既存の産業・雇用対策の枠組みの一部手直しで対処しようとしていることは四%失業（現在二・八%）も予測されてゐるものとで国民の雇用安定に責任をもたないことの表明である。わが党は、軍備よりも福祉・文教、軍拡よりも不況・雇用対策の推進を強く主張し、この自民党政府の選択に対する国民の先頭にたつて反対する。

五、公共事業については、国庫補助率の引き下げによる地方負担の二二〇〇億円増、日本航空株の売却益の一部の関西新空港建設への出資、財投などにより国がかかる公共事業量は、前年度費5%増させているが、一般会計歳出では二・二%減られており、これでは景気に配慮したことにはならない。また、民活による大型プロジェクト中心であり、二一世紀を展望した社会資本の整備、国民生活基盤の整備という観点が希薄である。いま求められている「内需拡大」は、国民の個人消費の拡大、「ウサギ小屋」

といわれる住宅水準の改善、高齢社会の到来に対応した福祉体系の整備とその一環としての福祉型都市プランの推進などを中心としたものであり、そのために地方財政の充実をめざすべきものである。政府予算是、地方財源不足約二兆四千億円を生み出し、しかも国庫補助負担率引き下げによる財政負担軽減は既存・新規併せて一兆五〇〇〇億円に達している。わが党は、公共事業の積極的拡大と地方税財政の拡大を強く主張

六、わが党は、大型間接税導入・利子非課税制度撤廃を軸とする税制改悪阻止と大幅減税の実施、円高・構造不況、雇用対策の抜本強化、公共投資の拡充を強く訴え、労働組合、野党はもとより広く経済界、中小企業、消費者団体と共同してこれら国民的課題の追求にあたるとともに、防衛費の一%枠の突破を全平和勢力、勤労国民の世論とエネルギーを結集し、絶対に阻止する。

一九八六年一二月二十五日

「昭和六二年度予算大蔵原案」について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

一、本日閣議了承された「昭和六二年度予算大蔵原案」は、今年度当初予算に比べ、一般会計予算規模、実質的な国の政策経費である一般歳出とともに伸び率がほぼゼロと、相変らずの超緊縮予算で、内外から求められている内需拡大の要請にまったく応えて

いない。このような内容では今日の円高に伴う深刻な状況、とりわけ雇用問題の克服は到底期待できない。「円高不況傍観・軍拡増税予算」であるといえる。今求められているのは「昭和六五年度特例国債依存からの脱却」という完全に破綻した政府のスロ

一ガンに固執することではなく、積極財政

によって内需を拡大し、雇用不安に対処し、

国民の期待に応えることである。

一九八六年一二月三〇日

二、公約違反の大型間接税＝売上税の導入・不公平の拡大・金持ち優遇・サラリーマン増税などの内容をもつ自民党の税制改正を盛り込み、税制改悪予算を組んだことは絶対に許せない。また、大型間接税＝売上税の導入、マル優の廢止の二つの増税は、今日迫られている内需・消費の拡大に完全に逆行するものである。

三、軍事費突出、生活・福祉・教育抑圧、負担の地方財政転嫁予算を断固糾弾する。わが党や勤労国民の要望をまったく無視し、このようない予算編成を続ける政府・自民党の政治路線を絶対に阻止しなければならない。今政治に求められていることは、雇用不安をなくし、国民の生活を向上させることがあり、平和を脅かす軍事力を増大させることではけつしてない。

四、わが党は、国民の切実な要望に応え、今日の円高不況の克服に向けた積極型予算編成に転換することが政府の重大な責務であると考える。わが党の主張を入れ、今回の大蔵原案を大幅修正するよう強く求める。

一、いま、中曾根内閣がこの歯止めをはずすこととは、自民党内閣が自らに課した公約を踏みにじるだけでなく、平和憲法の理念を大きく逸脱する暴挙である。

一、財政再建のためと称して福祉や教育、地方財政を切り捨て、そのうえに売上税－大型間接税－を導入するなどの増税路線を敷き、あまつさえ国家秘密法を制定して、際限のない軍備増強を図ろうとすることに対しても、われわれは断固として抗議し、あくまでその撤回を要求する。

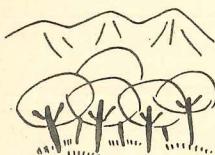
一、われわれは、正月元旦からこの暴挙に対する抗議の街頭宣伝活動に取り組み、全国の職場と地域で抗議決議を行なうなど大衆行動を強化するとともに、再開国会では国民世論を背景に徹底的な闘いを展開することを宣言する。

防衛費の対GNP比一%枠突破に関する日本社会党委員長声明

一、防衛費の対GNP比一%枠は、三木内閣以来の歴代内閣が「日本が軍事大国にならない証」として内外に宣言してきたものである。

一九八六年一二月三〇日

日本社会党中央執行委員会
委員長 土井たか子



一九八六・一二・一六

昭和六二年度予算、税制、財政投融資 に対する申し入れ書

日本社会党化学産業対策特別委員会
民社 党化学産業対策特別委員会

一、国民の総合的な生活の安定と向上をはかるため、所得税の大幅な減税を行なうと共に、大型間接税の導入を止め、早急に、円高、石油価格低下のメリット還元について

実効ある施策を実施すること。

田 村 元 殿

おり一般会計で賄うことと基本とし、森林・河川緊急整備税など創設しないこと。

以上

通商産業大臣
一九八六・一二・一八

二、産業の雇用を守り活性化をはかるため、産業構造転換円滑化税制、中小企業構造転換円滑化税制の創設など積極的な構造改善、調整を実施すること。

三、産業の開発技術を強化するため、抜本的な投資減税の実現、技術開発関連研究、開発予算の拡充など技術開発体制を整備強化すること。

四、原料非課税の原則にもとづき、原料ナフサなど石油化学原料の免税措置を恒久的な制度にすること。

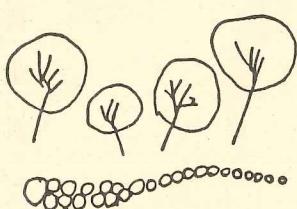
五、森林資源の整備など治山、治水事業は国家の重大な施策であり、その財源は従来ど

陰湿な「いじめ」などの問題行動に見られる教育の荒廃は、改善の兆しが見えません。

今、父母・国民は、点数序列主義の教育・偏差値教育を改め、受験地獄を克服すると同

一九八七年度（昭和六二年度）文教関係予算編成についての申し入れ

じに、一人ひとりのこども・青年がのびのびとした、ゆき届いた教育を保障するための条件整備や父母負担の軽減を求めています。しかしながら、臨教審の答申や審議内容は、



こうした父母・国民の期待に全く背を向けるものです。また、臨調行革路線のもとで軍事費突出の反面、教育費が削減・抑制されてしまったことも、およそ教育改革と矛盾するものです。

したがつて、政府・大蔵省は、一九八七年度（昭和六二年度）文教関係予算の編成に当つては、教育荒廃を克服し、ゆき届いた教育実現のため思い切つた予算の増額を行い、左記のような内容を重点として編成するよう強く要求致します。

記

一、文教関係予算をこれ以上後退させないため、一律削減の対象とせず、当面、一九八一年度（昭和五六年度）水準の九・五五%（今年度八・四五%）に引き上げるため計画的に措置すること。

二、エリート校づくりとなり、また、受験競争の低年齢化を招く「六年制中等学校」や「初任者研修費」など、国民的合意を欠く臨教審関係の予算の計上をやめること。

三、教育条件を低下させ、また、負担を自治体に転嫁する義務教育費国庫負担金の削減は行わないこと。とくに、学校事務職員・栄養職員の制度からの対象除外は絶対に行わないこと。また、旅費・教材費について

は復元すること。

四、「四〇入学級」などの教職員定数改善計画の早期完結をはかるとともに、「三五人学級」の実現計画に着手すること。

五、義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償の原則」に基づくものであり、堅持すること。

六、私学助成の削減・抑制を行わず、わが国の教育に果たしている私学の役割にかんがみ、大幅な私学助成を行うこと。

七、大学進学希望者急増期に対応し、国公立大学を中心に、大学（大学院）の必要な整備をはかること。

八、過大規模校の分離促進のため、用地取得を含む特別助成措置の制度化をはかるこ

と。

九、高校新增設に対する国庫補助制度の拡充措置を講ずること。

十、教育の一環としての学校給食を守り育てる立場から、学校給食のセンター化、民間委託、調理員のパート化は行わないこと。

十一、教育の機会均等を保障するため、国際人権規約に基づく給費制度の奨学金制度をめざすとともに、貸与枠・貸与額の拡大をはかること。また、有利子貸与制度は廃止すること。

宮 沢 喜 一 殿

大蔵大臣

日本社会党政策審議会
会長 伊藤
文教部会長 馬場

昇茂

三、学術・文化の国際交流を促進すること。

外国人留学生の受け入れの拡大、日本語教育、宿舎、ホームステイ等々諸条件の整備をはかること。また、海外子女教育・帰国子女教育の拡充をはかること。

四、臨調行革路線のもとで一貫してすすめられてきた社会教育・社会体育、文化関係予算を一律削減の対象とせず、生涯学習社会の建設、「文化の時代」の条件整備のために、大幅な予算措置を講じること。

五、主任手当・手当支給制度を撤回し、その財源を一人ひとりの子供・青年のための教育諸条件整備の財源にあてるること。

右の通り申し入れます。

一九八六年一二月一八日

一九八六・一二・一九 ✓

一九八七年度科学技術予算に関する申し入れ

記

不条理が許されてよいはずはありません。
従つてわが党は次のように強く申し入れます。

科学技術は、本来人間の幸福を実現する手段として、国民生活を豊かにし、住みやすい平和で安全な国土を建設するためにこそ、開発・利用されなくてはなりません。国民を不安と危険におとしいれるものや、平和憲法と国会決議に反して軍事的に利用されるものの開発が推進されてよいはずはありません。

ところが、科学技術庁も政府もこの基本を忘れて去つてはいるのでしょうか。第一に Chernobyl 事故の教訓を謙虚に学ぶ姿勢に欠けているといわねばなりません。日本の原子炉は暴走事故が起りえない型だからとか、制御棒の速度が大きいからなどといって、糊塗でさきの問題ではありません。大型原発のもつ潜在的危険性は余りに大きいからです。

炉壁の中性子脆化の予測を超えた進行によつて、暴走事故以上の、原子炉破裂による炉心溶融事故発生の確立が高まっています。それが起これば、かねてから重大な欠陥が NRCにおいても指摘されているマーク I 型ばかりでなく、いかなる型の格納容器であれ破損

することは目に見えています。米・サリー原発の二次冷却水供給配管の破断は、起こりえない「仮想事故」とされていた一次冷却水供給配管の破断も、起こりうる事故であること示しました。

従つて原発は無くする方向で抜本的に再検討すべきであるにもかかわらず、チエルノブリ型炉に類似した新型転換炉や、危険性があるかに大きい高速増殖炉の開発をも進めるのは、猪突猛進というほかありません。

幌延町や六ヶ所村が、計画された施設についてどんなに無謀な立地条件であるかは、今さら論ずるまでもないことです。

四、原子力船「むつ」のための関根浜港建設を中止すること。

五、人工衛星の防衛庁による利用を中止させるとともに、SDI の研究開発にたいする日本の参加・協力を即時中止させること。

六、「深海六〇〇〇」の建設のみにとどまらず、海洋開発の推進強化をはかること。

七、地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等にたいする妨災対策の開発体制を拡充すること。

八、ガン等難病、老人性痴呆症、精神障害対策の研究を充実すること。

以上、申し入れる。

原発にかえて、工業技術院や NEDO 等々と協力しながら、燃料電池発電や太陽光発電等の開発にこそ、全力をあげるべきです。

第二に宇宙開発についても事態の進行は重

大です。通信衛星「さくら2号」の自衛隊への明渡しに始まって、ついに SDI への参加・協力にまでエスカレートし、「国会決議」を完全に反古にしてしまう有様です。こんな

一、原発の開発にかえて、燃料電池発電、太陽光発電等々の開発にこそ十分な予算をふりむけ体制も整備すること。

二、新型転換炉、高速増殖炉等の建設を中止すること。

三、幌延町、六ヶ所村に計画されている放射性廃棄物、ウラン濃縮、再処理に関する施設については全面中止し、新たに前記の一

のための研究開発施設をこれら地区に企画すること。

四、人工衛星の防衛庁による利用を中止させるとともに、SDI の研究開発にたいする日本の参加・協力を即時中止させること。

五、人工衛星の防衛庁による利用を中止させること。

六、「深海六〇〇〇」の建設のみにとどまらず、海洋開発の推進強化をはかること。

七、地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等にたいする妨災対策の開発体制を拡充すること。

八、ガン等難病、老人性痴呆症、精神障害対策の研究を充実すること。

一九八六年一二月一九日

内閣総理大臣

中曾根康弘

殿

日本社会党政策審議会

会長伊藤

茂

科学技術庁長官

三ツ林 弥太郎

殿

科学技術政策委員会
委員長 村山喜一
部会長 木間 章

資料

一九八六年二月五日

II 税制改正について

自民党の税制改革の基本方針に対する 談話

日本社会党政策審議会

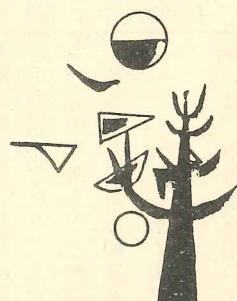
会長 伊藤 茂

一、本日決定された自民党の税制改革の基本方針は、「税制改革は自民党が決定する」と大言壯語していたのに反し、政府税調答申

の枠組みをそのまま踏襲しており、基本的には何の変わりもない。重要な問題である減税案、利子非課税制度の廃止と「売上税(仮

称)」(「日本型付加価値税」「大型間接税」)の導入を柱とする増税案などについて政府税調答申で示された案の選択を行なつたにすぎない。業界・圧力団体の調整に終始し、最大のタックスペイヤーである勤労国民の立場を真剣に考慮していない。国民の支持のもとに活動する政党らしい議論が十分になされなかつたのである。

二、中曾根首相の衆参同日選挙における「国民や自民党员の反対する大型間接税と称するものは導入しない」との公約に真っ向から反する決定である。党が決定すれば公約違反にならないというのは、まつたくのペテンとしかいいようがない。また、名称を



変えたり、免税点や非課税取引の範囲を広げるといった小手先の措置を実施しても「売上税（仮称）」が大型間接税であることには変わりはない。それが大型間接税ではないというなら、その理由を具体的に明示し、大型間接税とはどのような税を指すのか国民の前に明らかにすべきである。それをしないで自民党が「売上税（仮称）」の導入を決定したことは、民主政治のルールに反する重大な政治的背信行為である。

三、自民党は政治的配慮から衆参同日選挙前には大幅減税のみ強調し、国民に幻想を与えてきたが、同時に同額増減税の方針上、結局税制改革の初年度は大幅所得減税は実施できない。法人税減税を大衆増税で賄うことから勤労国民の多くに対しては実質増税にさえなる。増減税合わせれば中堅所得層の減税などありえない。また、利子非課税制度を廃止し一律分離課税を実施することになつたが、これは高額所得者をますます有利にするものである。大型間接税の導入と利子非課税制度の廃止による大衆増税を実施するため、大幅減税の幻想をふりまく手法は徹底的に国民を愚弄するものである。

四、わが党は、利子非課税制度の廃止、大型間接税の導入に断固反対するとともに、不公平税制のは正を中心に財源を確保し、來

年約三兆円の大幅所得減税を実施する方針である。また、法人税の基本税率の引き下げは止むをえないとしても、その財源は法人税関係の収取で賄う。税制を抜本的に改革するにあたっては、

一九八六・一二・二三

自民党の「昭和六二年度税制改正大綱」について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 伊藤茂

一、自民党が本日決定した「昭和六二年度税制改正大綱」は、「シャウプ以来」と銘打たれた抜本的な税制改革の初年度の税制改正にあたるが、過日自民党が決定した「税制改正大綱」は、事細かに具体化しただけに拙速が加速され、自民党の税制改革の矛盾がさらに顕在化してきたと断言せざるをえない。連日行なわれたという自民税調の正副会長会議や小委員会でなされたことは、財政当局の提示する案に、業界・圧力

団体の要請を受けた自民党議員が、若干の修正をほどこす作業をしたにすぎない。国民的に重大な関心事である税制改革が、大多数の国民の手の届かないところで決定されようとしているのである。これでは、最大のタックスペイヤーである勤労者の立場を真剣に考慮していないといわれても仕方あるまい。

二、今回の「大綱」は、中曾根首相の衆参同日選挙における「国民や自民党員の反対する大型間接税と称するものは導入しない」

もつと時間をかけ、国民参加の機会を保障し、民主的に実施しなければならない。今後わが党は国民とともに公平・公正な税制の確立をめざし、院内外の運動を強化していく。

という公約を全く無視したもので、中曾根首相と自民党の公約破りが最終的に決定されたといえる。公約を無視しておいて、「売上税」の非課税をめざし狂奔することは天下の公党のすることではあるまい。名称を変えたり、免税点や非課税取引の範囲を広げるといった小手先の措置を実施しても「売上税」が大型間接税であることに変わりはないことは先の談話で厳しく糾弾したところである。自民党が「売上税」の導入を最終決定したことは、民主政治のルールに反する重大な政治的背任行為であり、わが党は、今後とも断固とした態度で対応していく。

三、同時同額増減税の方針を堅持しているため、結局来年度は大幅所得減税は実施できない。また、法人税減税を、法人税の特別措置等の整理・合理化を徹底的に行なわず、

大衆増税で賄うことから多くの勤労者に対しては実質増税される。さらに、現在の経済状況を勘案すれば、政府の経済見通しは大変甘く、そこからくる歳入不足を補うために大衆増税がなされる可能性が非常に強い。それが、高額所得者をますます有利にする利子非課税制度の廃止」「一律分離課税の実施と、大型間接税」「売上税」の導入という大衆増税に象徴されている。「増税なき」とは最近意識的にいわれていよいよう

であるが、いわゆるボロボロに綻びてしまった「財政再建」と、今回の税制改革との関連が来年度はもちろん中期的にも一向に触れられていないのは、かえって政府・自民党の眞の狙いを明らかにしているといえ、こうした態度は国民を愚弄するもので、厳しく糾弾されなければならない。

四、わが党は、利子非課税制度の廃止、大型間接税の導入に断固反対するとともに、不公平税制の是正を中心に財源を確保し、来年も税制の是正を中心とした税制改革を実現を阻止するとともに、公平・公正な税制の確立をめざし、院内外の運動を強化していく。

一九八六年一二月二七日

四野党政審会長会議での税制改革についての確認事項

一、大型間接税（売上税）の導入と利子非課税制度の撤廃に反対し、その阻止をめざす。

一、来年度においては、政府の減税案を大幅に上回る減税を実施する。

右、確認する。

昭和六一年一二月二七日

一、来年一月の早い時期に、四野党共同の税制改革の具体案の作成にとりかかる。

一、税制改革は不公平税制の徹底的は是正（キャピタルゲイン課税の強化、資産課税の強化、税務執行体制の強化等）からはじめる。

われわれの考える減税財源は、前項の不公平税制の是正、景気浮揚による税収増、行政改革等の推進等から調達する。



年度約三兆円の大幅所得減税を実施する方針である。また、法人税の基本税率の引き下げは止むをえないとしても、その財源は法人税関係の税収で賄うこととしている。今後わが党は、自民党の税制改正大綱の実現を阻止するとともに、公平・公正な税制の確立をめざし、院内外の運動を強化していく。

経済政策転換のための六つの提案

—円高不況・雇用不安の打開・積極的な財政政策をめざして—

日本社会党

一、政府の経済政策の破綻

わが国の産業・経済にかつてない深刻な状況が広がっている。そして、一昨年九月のG5（五カ国蔵相・中央銀行総裁会議）に始まる急激かつ大幅な円高によって引き起こされた重大な事態にたいして政府の対応は、何ら効果をあげていない。

大幅な円高と長期化によつて輸出関連産業とくに中小地場産業は大きな打撃を受け、内需拡大政策が強調されてきたが、その効果は上がらず、一九八六年度の経済成長も「限りなく四%に近づける」という政府公約どころか、二%台に落ちこんだままである。

さらに、急激な円高は企業の海外進出による産業空洞化をまねき、産業構造転換の加速化とあわせて、雇用・失業・問題は深刻の度を強めている。いま、雇用・失業不安は石炭や非鉄金属産業・さらには鉄鋼・造船・海運・

自動車・電機など基幹産業・先端産業に広がり、雇用対策は当面する重要な政策課題となつてゐる。

他方では、様々な異状な現象が生まれている。膨大な法人金融資産の蓄積と生産・投資のアンバランスによつて金余り現象が起き、土地や株が投機の対象となつて、大都市の地価高騰や株の乱高下を招いている。大幅な円高によつても国際収支の改善効果は現われず、わが国の国際収支の黒字はいつこうに減る気配を見せていない。昨年、日本はアメリカを抜いて世界一の債権国として膨大な对外資産を持つ国——ナンバーワンの金持ち大国となつたが、国内での社会資本、生活水準とのアンバランスも内外から指摘されている。また、一兆円に及ぶ円高差益の還元も不十分である。

このようなかで、経済政策・税財政政策の効果的な展開が求められているのに、経済

政策においては中曾根流民活・前川レポートをベースとする対応策も矛盾を広げており、「昭和六五年赤字公債脱却」という不可能な目標を変えようとしている財政政策によつて、当面する重大な経済情勢に効果的に対応する積極的な政策がとられようとしている。

二、政策転換の基本方向

いま必要なのは、政府が前川レポートをベースにすすめている経済構造調整・財政緊縮路線とは異なる方向——内需の比重を高める社会的成長の経済・積極財政による福祉型の公共事業、国民生活向上と消費の拡大、それらを通じる貿易摩擦解消への転換である。政府の経済調整政策は、現在の円高を通じて構造調整をすすめるものであり、海外投資の促進、市場開放、国内産業構造の転換であつて内需は拡大せず、雇用・失業問題は極めて深

刻なものとなるであろう。

われわれは、大型所得減税と福祉の充実、週休二日制などによって国民生活向上を基盤とした消費の拡大を進め、生活関連の社会資本の充実、福祉型都市づくりなどを目標とする新しい公共事業を強力に推進し、その事業の重心を国から自治体に移していく。これを推進するため、誰の目にも実現不可能となつてゐる昭和六五年赤字公債脱却の目標をやめて、再建目標期間を延長して成長経済、積極財政の立場から確実な展望をたてることとし、経済活性化を優先させる。軍事費突出の財政から軍縮の財政への転換は当然必要な前提の一つである。

このような政策とともに、海外投資、工場の急激な海外進出に対する政策的コントロール、国内の雇用機会を縮小させないなど労使間の合意を前提とする等の措置をとる。これらの政策と金融政策の効果的な連動によつて円レートをファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）に適正に対応する水準に安定させ、世界経済に大きなポジションをもつわが国にふさわしい貢献をなしうると考える。今日まで日本は技術革新と合理化を通じて輸出拡大を中心とした成長路線をとり、その結果世界ナンバーワンの債権国となつたが、国民生活と社会資本は停滞したままである。われわれの政策はこのような状況からの大いなる転換を

めざすものである。

以上のような視点から次の重点政策を中心とした政策を推進する。

三、政策転換のための六つの基本政策

(1) 為替相場安定と金融対策

① 為替相場安定化のためと、一昨年（一九八五年）九月二二日のG5による「協調介入」以来一年以上を経過し、四〇%もの円高となつたが、日本からの輸出も減らず、NICS（新興工業国）からの輸入が増え、アメリカの貿易収支の改善効果は現われず、アメリカ経済の空洞化は進んでいる。そして、今後もアメリカ国内の保護主義による貿易（経済）摩擦が懸念される。

為替相場の安定は、今後の政策決定の基礎的な条件であり、各国のファンダメンタルズを為替相場が安定するよう各国と連繋して改革を進める。

② 円の国際化や金融の自由化によつて、わが国の資金・資本が国内投資より過度に海外流出し、金利や為替の必要以上の変動をもたらしている国際的な資金・資本移動を、適切なガイドラインにより政策誘導する。

(2) 積極型財政への転換と財政投融資の改革

① 政府与党がすすめてきた、財政再建のための昭和六五年度赤字国債ゼロを目標とする予算の一律カット方式は、軍事費の突出、

福祉予算の削減など大きな歪みをつくり、目標達成は困難となつてゐる。

このような財政運営を、国民生活向上、経済活性化と雇用確保を重点とし、赤字国債ゼロの目標を一九九五年（昭和七〇年）頃におき、実現可能性のある計画に転換していく必要がある。

そのためには、成長経済の視点にたち積極財政を行ない、内需拡大を柱として一九八七年度も含み中期的には実質五%程度の経済成長をめざす。

また、社会資本充実のための公共事業は、国民総生産の名目成長率程度の事業量を確保するなどを重点にした財政運営をすすめる。

② 財政投融資については、高度成長期の惰性による在来路線の延長では、東京圏への一極集中化がますます進み、地域格差が拡大することになる。

これから財政投融資は、従来の単に量的な拡大ではなく、地域に根ざした（i）住宅環境整備創出型都市再開発、（ii）余暇・文化活動基盤整備、（iii）情報基盤整備など、生活の質的充足を満たすものに大きく変えていかねばならない。

③ 原資の面においても、郵貯・年金原資の計画的な自主運用枠の拡大、国と地方との税・財源関係の見直しを行なう。現在の国

税と地方税の配分（約六五対三五）を半々にするとともに、交付税制度の充実をはかる。

また、地方債に対する許可制を原則的に廃止し、政府資金の割合等を引き上げる。

郵貯資金の地方還流をはかり、地域経済の振興と活性化に寄与する。

(3) 雇用確保と賃金引き上げ

構造不況、円高不況の進展によつて現在、完全失業率は二・八%（八六年一〇月）に達し、また、多くの業種では相当数の潜在的失業者をかかえており、不況の長期化により失業者がさらに増え、また今後の海外立地、部品調達、輸入増などにより、雇用問題はさらには深刻なものになる。

政府・自民党は、今後の日本の産業構造をハイテクノロジー、新素材、バイオテクノロジー、情報機器などにシフトし、そこに労働力を吸収できるとしているが、これでは日本の産業構造は、先端産業、研究機関、財テクなどに偏り、基礎素材をはじめ雇用吸収力をもつた産業は空洞化し、雇用の確保はできない。

① 今後の雇用政策は、単に失業対策という後追い的なものであつてはならず、雇用政策に経済政策・産業政策を組み込んだものとする。そのため、「社会的成長及び完全雇用の推進に関する法律」（仮称）を制定する。

また、自治体による地域雇用の創出を促進するため、「雇用創出特別交付金」を交付する。

② 経済摩擦を解消し、わが国経済の発展をはかるためには、これまで外需依存型であった産業構造を内需主導型にかえ、また海外立地、部品調達など水平分業をすすめる事になるが、わが国の利益だけを考えるのではなく、相手国への技術移転、経済発展に寄与するよう十分配慮が必要である。

わが国産業を先端産業へ転換させるだけでなく、また、基礎素材、不況業種の再生のために原料の非課税、過重な備蓄業務などの規制緩和を行うなど、外国と対等の条件にし、さらに、N I C S の追いあげが困難な高度技術分野産業の育成、内需に主力をおいた伝統産業、地場産業の振興、農業基盤整備、福祉関連産業の拡充などによつて空洞化に歯止めをかけ、硬用の確保・創出をはかる。

③ 職種転換にあたつては、新しい職場に適応できる十分な職業訓練（一～二年位）とその間の生活保障を行なう。

④ 世界一位の債権国といつても、それが国民所得に還元されなければ意味がない。わが国の所得水準は「西側先進国の中位」（一九八六年度「国民生活白書」）であり、購買力平価に基づく賃金水準比較（一九八五

年・O E C D 方式による）では、アメリカ一〇〇に対しても日本八一である。経済力に見合った賃金引き上げは、生活の質の向上、内需拡大の観点からいつても不可欠である。最低賃金水準の引き上げをはかるとともに、これまで民間の賃金決定に悪影響を及ぼしてきた人勧の値切り、凍結は許さず、人事院勧告を完全実施させる。

(4) 生活の向上・消費の拡大

この一年間の円高によつてわが国労働者の賃金は、国際比較で四〇%上昇したことになるが、一三兆円もの円高差益は国民に十分還元されず、人勧凍結・不完全実施などによつて民間賃金も連動して抑制され、また、減税が行われないため税負担は年々重くなり、そのため個人消費の伸びは停滞してきた。

政府の『国民生活白書』も指摘しているように、個人消費を増やすことは、内需拡大の大きな柱となる。

そのためには、

① 一九八七年度においても大幅な所得税・住民税の減税及び政策福祉減税（住宅、教育、パート、老齢者年金、退職金など）を行う。

その財源は、不公平税制の是正（総合課税の強化、有価証券取引税の適正化、有価証券譲渡所得の課税強化、租税特別措置の見直し、医師税制の改革、法人税制改革など）

と景気浮揚による税収増でまかなう。

また、消費縮小、低所得者層に増税となる間接税は、名目の如何を問わず導入すべきではない。

(2) 電力・ガス料金などの再値下げ、輸入原

材料の値下がりが末端価格に反映しているものについて、経済の仕組み、流通機構にメスを入れ、市場メカニズムによる価格形成によって円高差益を消費者に還元し、内需拡大をはかる。

(3) わが国の労働者の労働時間は、アメリカに比べて年間約二〇〇時間、ドイツ・フランスに任べると約五〇〇時間も長い。人間らしい暮らしを求める国民のニーズに応え、また、内需拡大のためにも週休二日制・週四〇時間労働の法制化、連続一〇日間位の休暇などを実現する。

(5) 新しい公共事業

わが国の社会資本の蓄積は、欧米諸国に比べ大きく立ち遅れている。ところが、中曾根内閣のすすめる政策は、大型プロジェクトを中心で、しかも「民間活力」重視によるものであり、めざすべき社会資本の蓄積とは大きく矛盾している。

また、これまでの公共事業は経済の高度成長を支えるため、産業基盤整備、大規模事業に重点が置かれ、そのため国民生活に結びついた下水道、生活道路、公園緑地、文化・ス

ポーツ施設などの整備は、より立ち遅れてきた。

(1) これからの公共事業は、地域における雇用を創出し、地方都市の活性化をはかり、生活の質の向上につながるものでなければならぬ。そのためには生活関連の下水道、など、国民のニーズにこたえるものに重点を置く。

(2) 西欧諸国から「うさぎ小屋」と批判され

るよう、衣・食に比べわが国の住宅事情は、最低居住水準に達しない世帯が四〇〇万世帯もある。生活の質の向上は、これら

の改善なくしてははかれない。しかも、住宅の建設、建て替えは内需の拡大に波及効果の大きい分野である。居住水準を引き上げる際の一層のネットは、土地価格の高騰であり、土地政策の貧困にある。土地政策は、単なる規制緩和だけではなく、所有と利用を分離し、国民共有の財産として公益優先の利用権強化、税制などで地価上昇を抑制する。

(3) 平和・軍縮をめざして

いま世界の国々で核廃絶運動の輪が広がっている。それは、核戦争になれば勝ち負けはなく、地球、人類が滅亡することを知つているからである。とくに、ソ連チエルノブリの原発事故はヨーロッパ各国に被害を与えた。これに対し、昨年のジュネーブにおける米ソ首脳会談、レイキヤビクにおける米ソ首脳会議などで合意は得られなかつたが、核軍縮への努力がなされている。

国民が取得した住宅・宅地の価格の一割合を所得税から税額控除、借入金利子全額を課税所得から控除するなどの措置を講ずる。融資戸数、一戸当たり面積を増やすとともに融資対象も中古住宅、リフォーム面の充実、拡大をはかる。

(4) これらの新しい公共事業は、地方自治体が主体となって総合計画をたてるこどし、その財源として建設国債、地方債の弾力的拡大、とくに地方財政に財政投融資計画を導入し、地方債発行の自由化、地方債引き受けに対する免税措置など地方財政の強化をはかる。

(5) 地域格差をなくし雇用を確保するためにも、地方の情報基盤の整備を早急にすすめる。

(6) 平和・軍縮をめざして

いま世界の国々で核廃絶運動の輪が広がっている。それは、核戦争になれば勝ち負けはなく、地球、人類が滅亡することを知つているからである。とくに、ソ連チエルノブリの原発事故はヨーロッパ各国に被害を与えた。これに対し、昨年のジュネーブにおける米ソ首脳会談、レイキヤビクにおける米ソ首脳会議などで合意は得られなかつたが、核軍縮への努力がなされている。

世界は冷戦からデタントへと、時代は動こ

うとしている。

他方、地球上には開発が遅れ、極めて低い国民所得の国も多く、また緑の喪失、砂漠化、酸性雨により環境が破壊されている。さらに膨大な対外累積債務をかかえるメキシコ、プラジル、アルゼンチンなど経済的危機に直面している国々もある。

にもかかわらず、世界で一年間に使われている軍事費は九〇〇〇億ドル（一九八五年）にも上っている。しかも、わが国は予算のマイナスシーリングのなかで、防衛費のみは毎年五～七%と突出させ、一九八七年度政府予算案において、遂に対GNP比一%を突破したこととは断じて許されない暴挙である。核軍縮をすすめ、軍事費の一〇%でもこうした国々の経済開発、援助、環境保全に使うことができれば、世界の平和、ひいては世界経済の発展にもつながる。

① 対GNP一%枠は絶対に厳守する。そして、軍事費を聖域とせず、計画的削減を行なう。

② 開発途上国へのODA、有償援助、経済協力などは拡大する。援助は相手国の産業、文化を尊重し、産業基盤、生活基盤整備など、国民生活向上に役立つものとする。また援助は、国の税金で賄われており、実施にあたっては厳正なチェックを行なう。そのため、「对外経済協力法」（仮称）を制定

する。

③ 資源のないわが国の今後の経済発展を維持していくために、これまでのアメリカ偏重の貿易構造を、アジアの各国、オースト

一九八六・一二・一三

地価急騰対策のための八つの提案

日本社会民主党
書記長 山口鶴男

最近、東京を中心に土地価格が異常に急騰している。六一年都道府県地価調査の結果をみても、東京都の商業地においては平均で三四・四%、山手線内の各区では五〇%を超え、住宅地においても平均で一八・八%、二三区においては一部を除き三〇%を超えている。しかも、こうした地価急騰は昨年とは異なり、千葉・神奈川等へも波及しており、人口五〇万人以上の都市の商業地については九州の一部を除き、軒並み昨年の上昇率を大きく上回る急騰を示している。さらに、実勢の取引においては、報道等で指摘されている通り、短期間での転売が二～三倍となつていている実例が多く示されている。

ラリア、中国やソ連などとの相互依存、互恵の立場での経済、貿易関係の拡大をはかる。

こうした地価急騰の原因については、①国鉄用地の払下げに象徴される都心部の優良かつ大規模な国公有地の比較的に低価格による売却②いわゆる「規制緩和」「民活」など都市開発活性化の機運の上昇③低金利に見られる金融資金のダブツキ④情報化・国際化の進展による東京を中心とした都心部におけるオフィス需要の増大、等の要素が重なり、投機熱⑤仮需要を呼び起こし、土地取引を実需要以上に活発化させていると考えられる。

地価の高騰は、住宅価格、家賃、固定資産税等の上昇をもたらし、公共投資においてもその費用の増大をまねくなど国民経済全般に多大な悪影響を与えるばかりでなく、昭和四

○年代に代表されるように狂乱インフレ、富の偏在、ひいては利権・汚職等にもつながり、社会全体を至めるものとなる。とくに最近の地価動向の要因が投機熱や金融機関の動向とかかわり、四〇年代後半の情勢と相似している面もみられるにかんがみ、社会党は、早急に有効かつ強力な対策を講ずるべきであることを強く主張し、以下の緊急対策の実施を提案する。

一、東京一極化構造のは是正をはかる「四全総」の策定を

東京の商業地域の地価高騰は、いうまでもなくわが国の国土の不均衡利用の帰結である。政府自身もこれまでの三次にわたる全国開発計画において過密・過疎のは是正、国土の均衡利用を理念としてきた。しかし、「三全総」の定住圈構想もその目標とは異なり、かえつて東京圏への管理中枢機能をはじめとする集中・集積がすすむ結果となつた。

それにもかかわらず政府は、先の「四全総」中間報告で、東京圏の国際的な情報・金融センター機能を高めるかの方向を示している。これは国土の均衡利用の理念を放棄するものであるばかりでなく、東京一極構造を深め、地価高騰の原因をもつくる結果となつている。わが党は、地域経済の安定と住民福祉の向上の観点はもとより、地価を含めた土地問題

題の解決のためにも、多極（各プロックの均衡発展）、多元（地域の総合的機能の向上）、複合（地域の相互協力・連帯）をめざした「四全総」を策定するよう提唱する。

（なお「四全総」については今年六月に概括的な提案を行なつており、具体策については平和経済計画会議の提起も受け、党内で検討している）

二、土地取引の適正化のための法令改正

「列島改造」＝地価狂乱の教訓のもとで制定された国土利用計画法は一定の成果を果たしたが、今日においてはその仕組も定着し、さらに有効な機能を求める声が大きくなつてゐることを受け、以下の点を重点とした強化改正を提案する。

- (1) 市街化区域内の二〇〇〇平方メートル以上上の宅地取引については価格等を届け出しつて、都道府県の審査を受けることとなつてゐるが、東京都の動向をも踏まえ、この面積用件を「二〇〇〇平方メートル（一〇〇〇平方メートル）の間で条例で定める」とし、審査の網を広げることとし、増大する事務費について国の補助を拡大する（二三三条関係）。
- (2) 特に「土地の投機的取引及び地価が激しく上昇」した時（恐れのある時）は規制区画指定が知事によつて行なわれ、指定区域

全ての取引は許可制となる規定があるが、この規定が機動的に発動できるよう、以下のあい路を解決するため、投機・急騰いずれかの現象で、かつ局部的にも指定できるようにするとともに、指定に伴い発生する買取請求権（制限されたものが自治体に買取りを求める）に応えるため財源を国が保障する（一二条関係）。

三、土地税制の適正化

- (1) 土地譲渡所得税の適正化
土地譲渡所得税の課税区分を現在の「長期（二〇年超）」「短期（二〇年以内）」の二つの中から「長期（一〇年超）」「中期（三年超一〇年以内）」及び主として投機目的と解される「短期（三年以内）」「超短期（一年以内）」の四つの区分とし、短期間所有の譲渡ほど重い課税とし、超短期については取引において実質上のデメリットを与える。
- (2) なお、国土庁の改正案は、二年以内を超短期とし、五年以上を長期とするとしているが、

実態は一年以内のコロガシを目的とする転売も顕著であり、五年以上は逆に軽減となることから不適当であると考える（法人税改正によつてさらに軽減）。

（課税例・・・黒字法人の土地譲渡課税）

長期（10年超）・通常の法人税

中期（3年超10年以内）・通常の法人税

短期（3年以内）・土地譲渡益を分離して七〇%で課税

超短期（一年以内）・土地譲渡益を分離して八〇%で課税

（2）居住用資産の買い替え特例制度の改正

居住用資産の買い替え特例制度が、都心地価上昇を郊外にも波及させる要因となつてゐることにかんがみ、当面、買い替えた資産については、公示価格を基礎として算定した一定額までは繰り延べを認めるが、それ以上は課税対象とするよう改正するべきである。

（3）市街化区域農地課税の適正化

市街化区域農地課税の適正化をすすめ、当該農地の緑地保全・都市農業振興と宅地供給予定地の性格分けを明確にする。そのため、農業生産内容などのチェックを厳しくするとともに、健全な農業生産を行なつてゐるものについては宅地並み課税を猶予する。また、遊休農地については、宅地供給の促進、自治体・公団による公共住宅供給、緑地・公園、

公共施設等への有効活用を推進する。

四、固定資産税負担の軽減

六、金融機関・ディベロッパー等への指導強化

地価高騰による勤労者の固定資産税負担の増大を軽減し、住生活の安定をはかることは地価対策としても必要である。したがつて当面、五年間は、二〇〇平方メートル以下の居住用資産にかかる固定資産税を一九八六年度税額に据え置くこととし、評価方法等についてその間に検討する。

なお、同様に小規模居住用資産の相続税についても土地細分化・ミニ開発是正の観点から再検討すべきと考える。

五、国公有地の有効利用の推進

中曾根内閣によつてすすめられている国公有地払下げは、利権行為等を招くとともに、地価急騰をもたらし、都市環境悪化、市民を郊外へ追い出す結果となつてゐる。

國公有地、とりわけ大都市中心部の國公有地は、市民生活全般に寄与するよう公共的利用を優先すべきである。したがつて、自治体の先買権の保障と財源措置（公有地取得債等）を強化するとともに、民間に売却する場合においても公正性を確保するとともに、利用・転売制限を厳しく課するとともに、国土法の的確な運用等によつて周辺地価対策に万全を期すべきである。

七、自治体・住民主導の都市計画と中曾根「民活」路線の転換

「規制緩和」＝「民活」路線は、市民の生活空間をオフィス・ビルに変え、ドーナツ現象・都市空洞化等をもたらそうとしている。自治体主導の市民参加による土地利用と都市計画の適正強化が地価対策と密接不可分であることを踏まえ、「規制緩和」＝「民活」路線を転換すべきである。

（1）国土利用の適正化をすすめつつ、東京の

管理中枢機能、事務所等についても近郊都市への分散を追求するとともに、オフィス・ビル更新が進行している地域、都心部の業務用ビル建設についても周辺環境に影響を及ぼさない地域については高度制限等の緩和を検討するが、インフラ部分も含め企業の応益負担強化等をはかる。

東京臨海部開発等については、環境問題等

を含め、慎重な検討を行なう。

(2) 都市計画審議会への市民参加の拡大や審議の公開（現行は情報力を少数者が独占し、それが投機等に利用されている）、まちづくりのための市民による「住区協議会」の設置、「地区計画制度」（都市計画法・建築基準法にもとづく高度・景観等の規制を含めた詳細地域都市計画）の活用等を推進する。

(3) 都市計画に対する市町村・区の権限を強化することも、革新自治体をはじめ制度・運用されている宅地開発指導要綱・条例の制定促進と住民同意制等を推進する。

(4) 市民を都市から追い出すのではなく、お

とによりからこども、障害者までが安心・安全・健康・快適に住める「福祉型都市プラン」の推進をはかる。

八、住宅供給の適正化

地価高騰は、住宅難を招いているとともに、「ウサギ小屋」と呼ばれる貧困な住宅事情が常

に地価を高騰させている原因にもなっていることにはかんがみ住宅政策の豊富化を推進すべきである。とくに最近の状況にてらし、以下の点を重点としてすすめるべきである。

(1) すでに個別的な住宅施策の域を超えた政策が求められ、日本住宅会議等が提唱・運動している住宅基本法の制定をはかる。

(2) 公団住宅・自治体の公営・公社住宅について、都市再開発とあわせて建設を推進する。

(3) 住宅金融公庫の融資条件を低金利状況にあわせて改善するとともに、既存の融資また

* 以上の緊急政策提案については、土井委員長の「土地対策プロジェクト」の提起の一環として、検討・提案するものであり、今後、引き続き中長期的な土地制度の抜本改革を含めた政策提起とともに、国公有地の有効活用についての市民運動との協力や「地上げ」行為等に対する市民相談活動の強化等、総合的なプロジェクト活動をすすめていく。

一九八六・一二・一二

社会・公明書記長会談 合意事項

来るべき通常国会では、社会・公明両党はできるだけ共同歩調で対応する。

一、両党の共同歩調を確認するため、社会・公明党首会談を開催する。

一、大型間接税の導入、マル優制度の撤廃は自民党の選挙公約に違反することは明白で

た既存の公団分譲住宅建設資金についても借換を行ない、ローン返済者の返済金の軽減をすすめる。

(4) 住宅取得促進税制の推進をはかるとともに、その充実（中古住宅や宅地取得等）をすすめる。

(4) 既存の公団分譲住宅建設資金についても借換を行ない、ローン返済者の返済金の軽減をすすめる。

一、政府公約である防衛費対GNP比1%枠はあくまで厳守すべきである。

一、自民党が提出を予定している国家秘密法案は基本的人権を侵害するものであり断固

反対である。

一、内需を中心には景気の拡大をはかり、雇用機会の増大、週休二日制、労働時間の短縮

機能を強化するために、両党間で国会改革を推進すべきである。

協議会をもうける。

一九八六・一二・一七

社会・公明党首会談 合意事項

社会・公明両党は中曾根内閣の重なる暴挙を阻止するため、それぞれの立場で重大な決意で対処することを表明し、十分両党間で協議することを確認した。

一九八六・一二・一〇

一、大型間接税の導入、マル優制度の撤廃は、金持優遇であり不公平税制を温存しておきり、許すことはできない。これは同時に衆参同時選挙における自民党の公約に違反することは明白であり、速やかな撤回を要求する。また、野党共同の対案を作成しその実現のための努力を払うこととした。

中央労働基準審議会の建議について (談話)

日本社会党労働時間短縮対策特別委員会

委員長 大出 俊

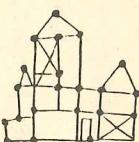
一、宇宙の平和利用に関する国会決議並びに非核三原則に反する恐れのあるSDI参加については反対である。

一、中央労働基準審議会は、本日、「労働時間法制等の整備について」の建議を労働大臣に提出した。

建議の主な内容は、①週四〇時間労働制の法定労働時間は週四六時間とし、なるべく早い時期に週四四時間とする、③三ヵ月単位の変形労働時間制、一週単位の非定形的変形労働時間制を導入する。④年次有給休暇の最低付与日数は、一〇日程度とする、

固反対である。
一、内需を中心には景気の拡大をはかるため、雇用者所得の大幅引き上げ、雇用機会の増加

大、週休二日制、労働時間の短縮、特に緊急雇用対策を推進すべきである。



(5) 時間外・休日労働問題は、從来通り労使の自主的努力に委ねる、(6) 事業場外労働、裁量労働について、労使協定による「みな

し労働時間制」を導入する、などというのものである。

一、わが国の労働時間は、欧米諸国に比べて著しく長く、特に、製造業・生産労働者について西ドイツと比べた場合、年間約三カ月分も長いというのが実態である。完全週休二日制が欧米諸国のように社会的に確立しておらず、休日が少ないとこと、年次有給休暇の付与日数も少ない上、その取得率も低いこと、時間外労働が多いこと、などがその要因となっている。

わが国の長労働時間は、近年、欧米諸国から厳しく批判され、国際経済摩擦の要因となつてゐることは、周知のとおりである。

一、従つて、労働時間の短縮は、こうした諸外国の批判に応えて、国際公正労働基準を確立するために強く求められているものであるが、同時に、今日の「経済大国」を築き上げるために額に汗を流して働いてきた勤労国民大衆に対し「経済大国」にふさわしい、ゆとりある勤労生活を保障する観点からも、また、その内需拡大効果による景気浮揚を図るという観点からも、さらに、今日の雇用情勢に対応して、いわゆるワーケシエアリング（仕事の分かち合い）によ

る新たな雇用機会の創出を図るという觀点からも、早急に実現しなければならない課題となつてゐる。

一、中央労働基準審議会には、このようにきわめて意義深い課題への積極的な対応が期待されてゐたが、今回の建議の内容は、こうした広範な労働国民大衆の切実な要望と期待に十分応えるものとなつてはいないことは、きわめて遺憾である。

特に、週四〇時間労働制を法律に明記すべきことを打ち出している点については評価できるものの、この「目標」を実現すべき時間は明らかにされず、しかも、その一方では、労働時間に関する法的規制の大幅

な弾力化については、これを直ちに推進しようとしていることは、経営効率を優先させ、人間の生活リズムを犠牲にしようといふもので、労働国民大衆の健康と生活に重大な悪影響を及ぼすものとして、見過ごすことができない。

一、今後、政府・労働省は、この建議をふまえて立法化作業を進め、次期通常国会に労働基準法改正案を提出する運びとなつてゐるが、わが党は、広範な労働国民大衆の切実な要望と期待に応え、労働四団体・全民労協の統一改正要求を尊重し、他の野党と連携・協力しつつ、その実現に全力を挙げる決意である。

鉄鋼産業に対する申し入れ

日本社会党鉄鋼産業対策特別委員会

と共に、国際競争力の維持を雇用の問題も含め、政策的に明確にすべきである。よつて、左記の事項を早急に実施することを申し入れる。

わが国の鉄鋼産業は、昨年来のあまりにも急激かつ行き過ぎた円高と、その後の政府の対応の不十分さによって致命的ともいえる打撃を被つてゐる。この難局を開拓するためには、基礎素材産業の在り方を明確に確立する

一、ゆきすぎた円高の是正を進めると共に、建設国債を含む積極的な財政政策の発動、大幅な所得税減税の早期断行など、抜本的な内需拡大策を講じること。

二、鉄鋼製品の世界的な供給過剰の解消に向けて、あらゆる外交折衝の場を通じ、強力な働きかけを行なうこと。

三、鉄鋼産業の危機打開と構造改善に向けて、「特定産業改善臨時措置法」を期限まで存続させると共に、引き続き適切な支援措置を講ずること。

四、鉄鋼産業の衰退により、鉄鋼の位置する地域は大きく被弊しており、地域経済に甚大なる影響を与えていた。こうした地域にたいし、公共事業の重点配分等の施策を講じること。

五、六二年度税制改正に際しては、国際競争力を適正に維持するために、新たな税負担を強いることのないように配慮すること。

右申し入れる。

- ④ 豪雪対策を推進するため、一般単独事業債特別豪雪対策事業分及び自然災害防止事業債を拡充・強化すること。
- ⑤ 冬期の道路交通を確保するための雪寒事

一九八七年度政府予算においては、以下の豪雪・雪害対策を盛り込むよう、強く要求します。

記

一、総合的対策について

- ① 豪雪地帯の定住条件を整備するため、第四次全国総合開発計画の策定に当たっては、豪雪地帯の位置付けを明確にするとともに、克雪・利雪対策について具体的な対応策を示すこと。

二、個別の政策について

- ① 克雪生活圏整備事業及び特別豪雪地帯集落防雪体制整備事業の事業費を大幅に拡充すること。
- ② 老人・母子・身障者世帯、生活保護世帯等の除・排雪に対する援助を強化すること。
- ③ 豪雪地帯における農林漁業をはじめとする産業の振興、就業機会の確保等をはかること。
- ④ 雪崩対策事業費の大幅な拡大をはかること。
- ⑤ 雪に強い市街地を形成するため、克雪住宅の集団的な建設、改修を計画的に推進する事業を創設すること。また、克雪住宅に

業の拡大と充実、流雪溝・消雪パイプ等の融雪施設、雪捨て場に対する補助率の引き上げと補助対象の拡大を行うこと。また、積雪期における歩行者空間確保のための対策を強化すること。

かかる税の軽減をはかること。

一九八六・一二・一八

- (5) 克雪住宅建設のための住宅金融公庫の割増融資、克雪型の公共住宅の建設を促進すること。
- (6) 鉄道雪害対策防除雪設備の整備を促進すること。

- (7) 地域による雪質等の違いの研究を促進し、それに見合った雪害対策を講じること。

- (8) 雪による森林被害防止のための予算を拡充すること。

- (9) 雪を克服して郵便物集配度数を確保するための予算を拡充すること。

一九八六年一二月一六日

日本社会党政策審議会

豪雪・雪害対策特別委員会

委員長 嶋崎 譲

綿貫民輔殿
国土庁長官



わが国経済の社会的成長と完全雇用のため

日本社会党

一、最近の雇用情勢の特徴について

(一) 技術革新の進展と情報社会化、サービス

経済化、産業・職業構造の変化、核家族化、高齢社会化、女性の社会的進出等の大きな経済的・社会的变化が進行している。

一方、経済の国際的相互依存が深まる中で、世界経済に占めるわが国経済の比重も高まっている。

この変化は、わが国経済の成長の鈍化を伴つて進行している。

このような状況は、わが国がかつて経験したことのないものである。

(二) 昨年九月の五カ国蔵相会議（G5）以来

の円高の急激な進展のもとで、倒産する企業や一時帰休などの雇用調整を実施する企業が続出する一方、企業の海外進出も活発化しており、こうした企業の動向を反映して失業者が増大し、雇用不安が非常に高ま

っているが、このような事態は、右のような経済的・社会的・国際的な大きな変化を背景としており、その度合はともかく、決して一時的なものと考へるべきではない。

(三) わが党はもちろん、政府・自民党を含め、

各政党とも、雇用対策を今日の最重要課題としているが、最近の雇用・失業情勢の悪化は、右のような、歴史的とも言うべき大きな変化の中で生じているのであるから、従来のような対応策では、その根本的解決を期待することはできない。

それどころか、今後の対応を誤るならば、わが国経済は危機的状況に直面し、高失業時代を迎えることになりかねない。

(四) 従つて、当面、現行雇用対策の諸制度を

活用した緊急対策を実施する必要があることはもちろんだが、わが党としては、右のような認識のもとに、この歴史的とも言うべき大きな変化に対応して、今後のわが国

経済社会の発展の道筋を描きつつ、完全雇用の実現のため、経済政策、産業政策等と雇用・労働政策を一体的に推進する方策を確立しなければならない。

二、社会的成長と完全雇用を推進するための体制の整備について

二一世紀を展望して、社会的成長と完全就業、人権・福祉の社会の実現をめざす「中期社会経済政策」を決定しているが、最近の情勢をふまえて、これをさらに豊富化するとともに、完全雇用の実現をめざし、経済政策、産業政策等と雇用・労働政策を一体的に推進する方策、その制度的保障措置として、次期通常国会で「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」(仮称)の制定をめざす。

「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」(仮称)の大綱は、次のとおりである。

にかんがみ、今後の経済社会の均衡のとれた
发展と雇用の安定の確保を図るため、社会的
成長と完全雇用の実現を国の施策の基本とし
て確立し、国のあらゆる施策を雇用・労働政
策と一体のものとして推進するとともに、社
会的成长及び完全雇用の実現に寄与する産業
の育成及び産業構造の変化等に伴つて生じる
恐れのある失業の発生の防止のための助成等
の措置を講じ、もつてわが国経済の健全かつ
調和のとれた发展と労働者の福祉の増進に寄
与することを目的とする。

第二　社会的成長と完全雇用の推進に関する 十四

- (一) 国は、そのあらゆる施策が社会的成長と完全雇用の実現を基本的な目標として策定又は実施されるようにするため、「社会的成长と完全雇用の推進に関する基本計画」を定めなければならない。

(二) 内閣総理大臣は、「社会的成長と完全雇用の推進に関する基本計画」を策定するため、中央総合雇用推進委員会の意見を聴かなければならぬ。

(三) 内閣総理大臣は、中央総合雇用推進委員会から意見が述べられたときは、これを尊重しなければならない。

(一) 「社会的成長」とは、「社会的公正と平等を実現し、福祉社会を発展させ、さらに文化的欲求を満たし、自然との共存を図るバランスのとれた豊かな社会をつくりあげることをめざす社会経済の成長」をいう。

(二) 「完全雇用」とは、「すべての国民に良好な雇用機会と人間的な労働及び生活が保障されている状態」をいう。

(一) 「関係者の責務」

(二) 「国の責務」

「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」（仮称）大綱

第一 總則

経済的、社会的、国際的な大きな変化の中で雇用・失業情勢が著しく悪化していること

第三 総合雇用推進委員会

- (二) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、社会的成長と完全雇用の実現を目標とする国の施策に協力すると
の実現を目標とする國の施策を策定し、推進しなければならない。

(二) 第三 総合雇用推進委員会

國に中央総合雇用推進委員会を、都道府県に地方総合雇用推進委員会を設置する。

(三) 事業主の責務

行政機関の代表で構成する。

(三) 中央総合雇用推進委員会の委員は、内閣総理大臣が任命する。

(四) 中央総合雇用推進委員会は、第二の社会的成長と完全雇用の推進に関する計画について意見を述べるほか、必要に応じて内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、建議することができる。

(五) 地方総合雇用推進委員会は、産業界、労働界、学識経験者及び地方公共団体の代表で構成する。

(六) 地方総合雇用推進委員会の委員は、都道府県知事が任命する。

(七) 地方総合雇用推進委員会は、必要に応じて都道府県知事に対し、建議することができる。

第四 社会的成長と完全雇用の推進に関する実施計画

(一) 国及び地方公共団体は基本計画に基づき、それぞれ、社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び労働者への援助並びに産業構造の変化等に伴つて生じる恐れのある失業の発生の防止のための事業主及び労働者への援助等の事業を実施するため、雇用創出・促進機構を設立する。

(二) 地方総合雇用推進委員会は、必要に応じて都道府県知事に対し、建議することができる。

一九八六年一二月九日

雇用の安定に関する決議

衆議院本会議

(一) 国及び地方公共団体は基本計画に基づき、それぞれ、社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び労働者への援助並びに産業構造の変化等に伴つて生ずる恐れのある失業の発生の防止のための事業主及び労働者への援助等のため、業種又は地域別に必要な特別対策を実施するための計画を定めなければならない。

(二) 国及び地方公共団体が業種又は地域別に

円高の急激な進展や産業構造の変化等を背景に、雇用失業情勢は厳しいものとなつており、今後、不況業種や一定の地域を中心に一層深刻化することが懸念される状況にある。

こうした事態に適切に対処するため、この際、政府は、次の事項に留意して施策の推進

特別対策実施計画を策定するに当たっては、それぞれ、中央総合雇用推進委員会又は地方総合雇用推進委員会の意見を聽かなければならぬ。

(三) 雇用創出・促進機構は政労使三者構成による理事会が運営する。

(四) 雇用創出・促進機構の事業に必要な資金として、雇用創出・促進基金を設立する。

(五) 国は、雇用創出・促進基金の設立に必要な資金を出資しなければならない。

(六) 事業主は、その雇用責任を連帯して負うため、基金に対し、その事業収益に応じて拠出しなければならない。

(七) 国は、基金への出資のほか、事業推進に必要な財源として、一般会計、労働保険特別会計、産業投資特別会計からの繰入れ又は貸付けを行うものとする。

第五 雇用創出・促進機構

〔雇用創出・促進機構〕

(一) 社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び労働者への援助並びに産業構造の変化等に伴つて生じる恐れのある失業の発生の防止のための事業主及び労働者への援助等の事業を実施するため、雇用創出・促進機構を設立する。

(二) 雇用創出・促進機構は法人とする。

二 産業や地域における雇用動向を迅速かつ

的確に把握しつつ、国と地方が一体となつて、これらの雇用問題に適切かつ機動的に

対処すること。

三 長期的な雇用機会の維持、拡大の観点をも踏まえ、週休二日制の普及等労働時間の短縮を推進すること。

右決議する。

一九八六・一二・一〇

雇用の安定に関する決議

参議院本会議

産業構造の変化、昨年来の円高の進展等を背景に、雇用失業情勢はまことに厳しいものがあり、今後、不況業種や一定の地域を中心には、情勢のさらに悪化することが懸念されている。このような事態に適切に対処するため、この際、政府は、雇用の安定を確保することは緊急の最重要課題であるとの認識のもとに、次の事項に留意して施策の推進に努めるべきである。

右決議する。

一、内需を中心に景気の着実な拡大を図り、雇用機会の増大を確保することが基本的に重要との観点から、経済・産業政策と一体となつた総合的雇用政策を推進すること。

二、深刻な状況に置かれている各産業、各地域における雇用動向を迅速、的確に把握しつつ、国と地方が一体となって、これらの雇用問題に適切かつ機動的に対処するため、現行諸制度の弾力的運用と拡充を図ること。

三、長期的な雇用機会の維持、拡大の見地に

も立って、週休二日制の普及等労働時間の短縮を推進すること。また、海外投資による産業空洞化問題への対処にも配慮すること。



老人保健法改正案の審議経過

一、政府案の概要と国会修正

老人保健施設	加入者按分率等	一部負担		
		政 府 案	衆 院 修 正	参 院 修 正
(イ) 施設の目的・性格（第六条第四項） ねたきりまたはこれに準ずる状態にある老人に対し、1看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行う。2その日常生活上の世話をを行う。	(イ) 六一年度（六月実施） 八〇%（現在四・七%） (ロ) 六二年度 一〇〇%	(イ) 外来 現行一月四〇〇円を同一〇〇〇円に に (ロ) 入院 現行一日三〇〇円・二カ月限度を同五〇〇円・無期限に	外来の一部負担は八〇〇円	(イ) 入院時一部負担金を四〇〇円に改める。 ただし、市町村民税非課税世帯に属する老 齢福祉年金受給者については、二カ月を限 度とし、三〇〇円とする。
開設者（第四六条の六） 地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が	加入者按分率については、本則は一〇〇パ セントとし、昭和六二年度から六四年度ま で、九〇パーセントとする。	政府は、この法律の施行後における老人医 療費の動向等を勘案し六五年度までの間に保 険者の拠出金の算定方法に関して検討を行い、 必要な措置を講ずるものとする。	(イ) 医療給付に対する外来一部負担金の額の 割合が著しく高くなることがあることに鑑 み、必要があると認められるときは、外来 一部負担金の在り方に検討が加えられ、必 要な措置が講ぜられるものとする。	(イ) 老人保健施設等の法的位置付け及びその 適正な配置について検討するものとする。
(ロ) 老人保健審議会の委員数を二〇名以内か ら二六名以内に増員する。				

老 人 保 健 施 設	政 府 案	衆 院 修 正	参 院 修 正
<p>(イ) 定める者（医師等医療機関の開設者だけの予定）が、都道府県知事の許可を受けて開設する。</p> <p>(ア) 管理者（第四六条の七） 医師が開設者の場合は開設者が、そうでない場合は医師が管理者とならなければならない。</p> <p>(乙) 施設の基準（第四六条の八） 1省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他をもつこと、2省令で定める員数の医師、看護婦、介護その他の業務の従事者がいること。3その他の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。</p> <p>(丙) 費用負担（第四六条の二） 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療費（食費その他の厚生省令で定める費用を除く）については、老人保健施設療養費として、市町村長が施設に支払う。それ以外の費用は、施設と入所者との間の契約に基く入所者負担。ただし、前項の設備・運営基準において、一定の費用微収のガイドラインをつくる予定。低所得者の減免措置を設けるかどうかについては、現在検討中。</p> <p>(ハ) 老人保健施設療養費の額（第四六条の二第四項） 施設療養の態様に応じて定額とする。その額は、平均的な額を基礎として、</p>	<p>(イ) 施設療養費の額及び運営基準のうち医療の取扱いに関する部分は、中医協で審議するものとする。</p> <p>(乙) 入所者の病状が急変した場合の緊急をする医療以外の施設療養について、その平均的費用の額を基礎として施設療養費の額を定めるものとする。</p> <p>(ア) 老人保健施設は、都道府県知事の承認を受けた医師が管理しなければならないこととし、都道府県知事の承認を受けて医師以外の者に管理させることができることとする。</p> <p>(イ) 老人保健施設の許可の取消しについては、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(ア) 厚生大臣の定める者が老人保健施設の試行的実施を行うこととする。</p> <p>(イ) 老人保健施設に関する規定の施行に際しては、その試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告する。</p> <p>(ア) 政府は、老人保健施設について必要があると認めるときは検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p>		

その他	
<p>厚生大臣が定める。</p> <p>(イ) 特別の事情がないのに保険料を滞納して いる世帯主又は組合員に対しても、被保険者 証を返還させ、被保険者資格證明書を交付 することができる。これを交付した者への 給付は、償還制とする。</p> <p>(ロ) 特別の事情がないのに保険料を滞納して いる世帯主又は組合員に対しても、保険給 付の全部又は一部を一時差し止めることが できる。</p> <p>(ハ) 施行期日＝六一年一二月一日</p>	<p>施行期日＝六一年一二月一日</p>
<p>施行期日＝六二年一月一日</p>	<p>二、政府案の問題点</p> <p>政府案の本質は、病人とサラリーマンをねらいうちにした実質的な増税であり、しかも社会保障制度の基本原則に背く悪法である。その理由は、第一に、病気がちの老人ほど、負担が重くなること（一部負担の強化）。第二に、サラリーマンの保険制度に他の制度（国保）をもつと支援させるかわりに、国の補助を大幅に削減すること（加入者按分率の引き上げ）。第三に、支援を受けることによつてもなお、国保が「最低の給付水準なのに最高の保険料」といわれる事態を是正できる見通しがないこと、などである。</p> <p>このような観点から、以下、政府案の問題点を具体的に指摘する。</p> <p>① 一部負担の強化について</p> <p>入・通院の際の患者負担は、いま老人医療費の一・六%のものが満年度四・五%に引上げられ、六二年度には一、四〇〇億円の負担増となる。これについて、政府の主張と党の反論を要約すると、主として次の三点である。</p> <p>第一に、政府は「健康に対する自覚と適正な受診」のためにそれが必要だという（提案理由説明より、以下の引用部分も同じ）。しかし、それは医師を頂点とする医療サービスの扱い手が、老人に適切な治療と指導をしているかどうかによるのであって、一部負担の多少によつて変わる性格のものではない。</p> <p>第二に、政府は「被用者保険本人とのバランス」を保つためにそれが必要だという。しかし、若いときから保険料を長く納めてきた</p> <p>見返りとして、病気がちになつた老後はせめて軽い負担で安心して受診できるようについて制度本来の趣旨からすれば、政府の考え方は明らかにこれと矛盾する。</p> <p>第三に、政府は「在宅療養者とのバランス」からもそれが必要としている。これは、入院中の老人にかかっている医療費が一ヶ月当たり約三〇万円もしているのに、在宅療養者はほとんど自助努力だという点に着眼していると思われる。しかし、在宅者に対する往診、訪問看護、介護者派遣などのサービスがあまりに貧弱なことが問題なのであって、入院患者に多く出させれば均衡を保てるなどというものではない。なお、政府は、入院する必要のない者が退院しないのは、負担が低すぎるためと考えているフシがある。しかし、付添看</p>

護料、差額室料、お世話料などで月一〇万円

以上負担している入院中の老人が約五〇%と
いう調査（東京・中野区＝六〇年度）もあり、
それは机上の空論といわなければならぬ。

② 加入者按分率の引き上げについて

保険制度は、その保険集団の範囲内で收支
バランスをとるものであり、他の制度のため
に支出することは想定していない。この意味
で本法制定いらいの各保険制度による老人
医療費拠出金というシステム自体にムリがあ
る。そのうえ、各制度の老人加入者が少ない
ほど多く拠出する加入者按分の比重を高め、
老人医療費を費しただけ拠出するという医療
費按分の比重を小さくすると、老人の少ない
保険ほど、たとえ賃金水準が低くても高い保
険料をとられることになり、かえつて公平を
損なうことになる。このような基本的な問題
をはじめとして、政府案には次の問題点があ
る。

第一に、労使の保険料からの拠出金（老人
保険料）を急増させるかわりに、国の支出を
削減しようというもので、福祉切捨ての行革
法案でしかない。加入者按分率を一〇〇%に
引き上げると、満年度で共済を含むサラリーマ
ン保険の拠出分は四、三〇〇億円増、国庫負
担は三、九〇〇億円減となり、老人医療費に
占める国庫負担率は、六〇年度の四二・一%
から六二年度の三五・三%へとダウントするこ

とが、これをよく証明している。

第二に、一九八二年（昭和五七年）の法制

定時の国会は、加入者按分率五〇%以上で政令
で定めるとしていた政府案を、五〇%以下と
修正したが、今回の改正案はその趣旨に反し
ている。当時の修正は、老人保険料が歯止め
なく増大するのを防ぐために、その増加率を
老人人口の増加率の範囲に止めることとし、
ここから逆算して加入者按分率を五〇%以下

としたのであった。つまり、今回の政府案は、
老人保険料の増加にかけられた歯止めを外す
という暴挙だったのである。

第三に、政府が「老人加入率の高い保険者
ほど負担が重く不均衡」と主張する点である。
老人の多い保険ほど医療費の支出が多くなる
のは、一人当たり老人医療費が他の世代よりも
高いうえに受診率や平均在院日数も大きいこ
とにによる。つまりは、医療の現状が老人性の
長期慢性疾患に効果を上げることができない
ためだ。加えて老人加入率が最も高い国保の
場合、五八年度から国庫補助率を医療費の四
五%から三八・五%に引き下げた影響が大き
い。したがって、老人の少ない他の保険の負
担を重くすれば均衡が回復するといった筋合
いのものではない。

第四に、老人医療を国民全体で支えるとい
つても、老人加入率が平均よりも低い医療保
険から拠出されるだけが方法なのではない。

そもそも、保険料と所得税とを比較すると、

前者は(1)定率、(2)高所得者負担に上限あり、
(3)低所得者負担に軽減するのみ、であるのに
対し、後者は(1)累進税率、(2)高所得者負担に
上限なし、(3)低所得には非課税、という差異
があつて、所得再分配機能は租税の方が高い。
政府が「負担と給付の公平化」を強調するな
ら、保険料中心主義を改めるべきである。

③ 老人保健施設について

政府案で唯一の改善点に見せかけているの
が、老人保健施設の創設である。しかし、こ
れは老人病院よりも医療費が薄く（医師・看
護婦が少ない）、特別養護老人ホームよりも生
活サービスが薄い（介護職員が少ない）。つま
り、改層どころか医療・福祉のレベル・ダウ
ンだといわなければならない。この見地から、
以下、さらに具体的に問題点を指摘する。

第一に、「中間施設」の意味は、病院や特別
養護老人ホームから家庭や一般社会に戻る
「中間」でなければならないのに、政府は「医
療と福祉の中間」と説明している。社会復帰
途上施設とするためには、(1)車イスで通える
距離（小学校区に一カ所）、(2)入所定員四～五
人の小規模、(3)デイ・サービス、ナイト・ケア
など通所機能、の三つが必要だが、政府構
想は、(1)中学校区に一カ所、(2)標準的な入所
定員五〇人、(3)入所型の場合にはデイ・ケア
等の機能は任意、というものの。

第二に、介護を要する老人が病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設のいずれを利用するかによつて、費用負担のあり方に大きな違いがあり、不合理かつ不公平である。病院の場合、本法の一部負担のほかに差額、附添い等の費用が大きく、自己負担額をあらかじめ知ることが困難。また特別養護老人ホームの場合、入所に当つて福祉事務所が措置し、本人と扶養義務者の所得を確認してそれぞれのランクによつて定められた額を両方から費用徴収する。これらに比べて老人保健施設は、利用者本人と施設の自由契約で、所得にかかわりなく月五万円程度の自己負担（食費その他の生活サービス分）となる。

第三に、居宅サービスの拡充策を伴なつてないため、施設中心の隔離的な福祉を改めることができない。老人保健施設の構想は、一九八五年八月、健康政策局長の私的諮問機関の「中間施設に関する懇談会報告」にルーツがあるが、そこでも「中間施設は、通所、入所する場所であるのみならず、その保有する人的スタッフ、物的設備その他の地域的資源を活用し、各種の居宅サービスも併せて行なうことが望ましい。また、通所、入所者の家族に対する指導も行なうことが期待される」とある。しかし、この点は全く無視された。厚生省の見通しによると、「在宅の要介護老人は、六一年度二三万人（要介護老人の約三

八%）から七五年度三六万人（同三三%）とし、比重がわずかながらも下がる。施設福祉から在宅福祉への転換をめざす同省としては矛盾した推計といわねばならない。

④ 国民健康保険の改正について

政府案は「特別の事情がないのに保険料を滞納している者」に給付を一時差し止めることができるようにした。その背景として、保険料の収納率が年々低下し、五九年度九三・六%（未納分総額一、〇四三億円、未納世帯約一〇〇万世帯）にまでなつたことが指摘されている。

しかし、こうした傾向を招いた原因には、第一に、加入者に低所得者が多いこと（低所得者に保険料の軽減措置があるが、免除ではない）、第二に、サラリーマンの保険と比べて

以上のような政府案の問題点を追及したが、納得のいく答弁および修正を得るにいたらず、政府案にも修正案にも反対した。なお、附帯決議は全会一致である。

この経過の中で最も特徴的なのは、抜本的修正でないかぎり共同修正には応じないという、全野党共闘の形が最後まで崩れなかつたことである。したがつて、修正は自民党の単独で行なわれたが、そのほとんどは社会党議員が審議の中で徹底追及した成果だったといえる。

△附帯決議・衆院▽

一、本格的な長寿社会の到来に対応し、人生八〇年時代にふさわしい社会保障システムを構築するため、長寿社会対策を総合的に推進すること。

二、入院時一部負担金については、低所得者に対する配慮を検討するとともに、付添い看護料、お世話料、差額室料等にみられる保険外負担を解消するよう努力すること。

三、一部負担金の額については、今後の老人医療費の動向等を踏まえ、必要な見直しを行なうこと。

四、政管健保の家族の給付率の改善について、

のか、不明なままになつてゐる。

三、社会党の態度

一元化の展望を踏まえ検討を進めること。

五、加入者按分率の引き上げにより、健保組合等被用者保険の財政運営に支障が生ずると認められる場合、適切な措置を講ずること。

六、市町村は、収納率の向上、レセプト審査の強化等国民健康保険事業の運営について一層の経営努力を行うこと。

七、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図るため、経営主体その他制度のあり方について抜本的な検討を行うこと。

八、老人保健施設を全国的に速やかに整備するため、整備方針を早急に明らかにするとともにその整備促進に必要な税制、補助金、融資等の助成措置を講ずること。

九、老人保健施設の施設、人員及び運営の諸基準については、寝たきり老人等にふさわしい医療サービス及び生活サービスが確保されるよう十分配慮すること。

十、疾病の予防、健康の維持増進のため、健康相談や、健康教育を拡充し、節目検診及

二 在宅の寝たきり老人や、痴呆性老人の看護・介護を強化するため、福祉と連携した訪問看護・介護体制を速やかに整備促進すること。特に「巡回」健康相談や機能訓練

を実施すること。

三、保健・医療・福祉サービスを総合的、効率的に提供できるようにするため、市町村に公私の実務者からなる協議会を設けるとともに、都道府県に連絡調整協議会の設置を検討すること。

四、加入者按分率の引き上げにより、健康保険組合等被用者保険の財政運営に支障が生ずると認められる場合、適切な措置を講ずること。

五、高齢化社会の進行に伴い老人関係施設の大規模整備が緊急の課題となっていることにかんがみ、年金福祉事業団による厚年・国年積立金を活用した老人関係施設用地確保のための土地取得事業の来年度実施の実現に努めること。さらに老人に生きがいや活力を与えるような新しい施設・事業等のあり方についても検討を行うこと。

六、長寿を明るく健やかに全うできるようになるため、老化メカニズムの解明や、老年性痴呆等の老人問題に関する総合的な研究体制の整備を促進すること。

△附帯決議・参院▽

一、超高齢化社会の到来に対応し、人生八〇年時代にふさわしい社会保障システムを構築するため、総合的な対策を推進すること。

二、一部負担金の額については、今後の老人医療費の動向等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。また、付添看護料、お世話料、差額室料等の不当な保険外負担を解消すること。

八、老人保健施設を全国的に速やかに整備す

三、老人医療費の増加により過大な負担を招かないよう、幅広い医療費適正化対策を強力に推進すること。

四、加入者按分率の引き上げにより、健康保険組合等被用者保険の財政運営に支障が生ずると認められる場合、適切な措置を講ずること。

五、政府管掌健康保険の家族の給付率の改善について、一元化の展望を踏まえ検討を進めること。

六、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図るため、経営主体その他制度の在り方について抜本的な検討を行うこと。また、市町村は、収納率の向上、レセプト審査の強化等国民健康保険事業の運営に関し、一層の経営努力を行うとともに、国及び都道府県知事は市町村に対する指導をより一層強化すること。

七、老人保健施設については、高齢化社会におけるその需要に緊急に対応する観点から、老人保健法上の施設として位置づけられたものであるが、政府は今後老人保健施設を含めたいわゆる中間施設の在り方について、医療法上における適正な位置づけ及び、その適正配置に関する方策について速やかに検討を加え、必要な法制整備を図ること。

るため、整備方針を早急に明らかにするとともに、税制、融資等所要の助成措置を講ずること。また、老人保健施設の施設、人員及び運営の諸基準については、寝たきり老人等にふさわしい医療サービス及び生活サービスが確保されるよう十分配慮すること。特に、医薬品の安全かつ適正な使用を図るため、必要に応じて医薬品の管理、調剤が薬剤師により行われるよう努めること。

九、疾病の予防、健康の維持増進のため、健 康相談や健康教育を拡充し、特定年齢の者に対する重点的な循環器、がん等の検診を大幅に拡充実施すること。また、休日、夜間の検診体制を強化すること。

十、在宅の寝たきり老人や痴呆性老人の看護、介護を強化するため、福祉と連携した訪問

参考資料

一九八六・一二・一九

国鉄改革関連法案の審議内容(参考資料)

日本社会党政策審議会

わが党は、第一〇七国会において、自民党中央曾根内閣が強引に成立を図らんとした国鉄

とともに、税制、融資等所要の助成措置を講ずること。また、老人保健施設の施設、人

看護・介護体制を速やかに整備促進すること。特に「巡回」健康相談や機能訓練を実施すること。

十一、保健・医療・福祉サービスを総合的、効率的に提供できるようにするため、市町村に公私の実務者からなる協議会を設けるとともに、都道府県に連絡調整協議会の設置を検討すること。

十二、老人医療についての診療報酬は、老人の心身の特性を踏まえてさらに改善を図り、特に老人歯科診療報酬については、老人歯科医療の特殊性が十分評価されるよう特段の配慮をすること。

十三、長寿を明るく健やかに全うできるようになるため、老化メカニズムの解明や老年性痴呆等の老人問題に関する総合的な研究体制の整備を促進すること。

しかし、わが党の強い主張と政府案の矛盾の追及に対し、政府自民党は、誠実な対応を示さず、徹底した慎重審議の要求をも退け、法案成立に向けて強引な国会運営を展開し、遂に関連法案成立を強行した。

しかし、総評等の院外における闘いと固く連帶し、粘り強い闘いを展開する中で衆参の審議を通じ、わが党案の成立。政府案成立阻止は勝ち取れなかつたものの、委員会質疑及び政府与党との折衝により一定の成果をあげるに至り、答弁(二四四号参照)附帯決議(二四四号参照)に集約された。

照)を対置し、全党をあげて成立阻止の闘いを開いた。

わが党は、衆参同日選挙における絶対多数

を背景とした自民党の極めて強引な姿勢のもとで、国鉄再建対策本部を設置し、①二一世紀に向けた国民生活本意の総合交通政策を確立し、国民の共有財産を守る。そのため五〇〇〇万署名運動の成果をもとにまとめた社会党案の成立に全力を尽くす、②徹底した審議を通して政府案の不当性を国民の前に明らかにする、③地域交通の中心的役割を果たしている地方交通線の維持のために最善を尽くす、④関係労働組合の雇用の安定を図る、を基本目標とし、本部内に国会対策プロジェクト・チーム及び政策プロジェクト・チームを設置し、衆参一体となつた闘いを展開した。

国鉄関連法案は成立し、一九八七年三月一日をもつて日本国有鉄道は解体され、四月一日から新事業体が発足する。しかし、衆議院において示したわが党の「八項目要求」（二四三号参照）、成立に当たつての書記長談話（二四四号参照）で明らかにされているように

未解決の課題が多く残されている。また、審議の到達点である答弁（二四四号参照）（参議院における確認答弁含む）、附帯決議（二四四号参照）で約束された重要事項についてもその誠実なる履行を最大の注意を払つて監視する必要がある。

国鉄関連法案の主な審議内容（参考資料）

日本社会党政策審議会

論		項目	追及・要求・その他	衆議院 答弁・その他	参議院 答弁・その他
	1 改革の必要		経営や機能の危機、雇用の安定確保の困難をもたらした政府・国鉄当局の責任。	経営破綻、全国一元的経営体制の下では事業の適切・健全な運営を確保することが困難（改革法一条）。	公社制度、全国一元的経営により、労使ともに自主的な責任体制がないなど複合的な原因による。政府・与党にも責任があることを認めざるを得ない。
2 改革の方向	(1) 長期的な展望に立つた円滑な改革	総合交通政策、公共性の観点に立つた改革	社会的基礎施設の充実	採算性、効率性、市場原理の強調、赤字解消の緊急性。	全国どこでも一定水準の国民の足が確保されるべきことは認めるが、鉄道事業一般に有する公共性以外に国鉄に特別の公共性を求める理由はない。
		鉄道と補完関係にたつ他の交通手段との調和	交通サービス水準の保障		
		利用者の利便性阻害、国民への不合理な負担の強要、労働者の雇用不安、地方自治体・地域住民への不合理な負担の強要、関連企業・その労働者へのしわよせ、のないこと。			

したがつて、国会審議の主たる内容を整理し、こうした国会審議の到達点を足掛かりとした今後の闘いの参考資料とする。

民 営 化		総	
		(4) 国民の関与	
		<p>(2) 国の責任</p> <p>国と国鉄との責任分担の明確化が必要。</p> <p>政府の国鉄改革案を「規定事実化」してはならない。</p> <p>改革の遂行、改革後の新事業体の運営について国民の関与を認めるべきだ。</p>	
5 中小企業者への配慮	1 公的コントロールの必要性	3 改革の目的	政府の国鉄改革案を「規定事実化」してはならない。
大 4 事業範囲の拡	2 国の助成・補助の受け皿としての機能	4 外国*の例	改革の遂行、改革後の新事業体の運営について国民の関与を認めるべきだ。
5 中小企業者への配慮	1 公的コントロールの必要性	1 公共性担保のため国による一定割合の株式を常時保有すること。	公共的輸送を担う基幹的輸送機関のひとつとしての鉄道事業の経営の自主性、事業の活性化、効率化をはかる(労使の意識改革―組合対策は許さない)。
分野法の適用、配慮の具体的な内容は、	2 国の助成・補助の受け皿としての機能	2 鉄道輸送サービスを提供する社会的要請があつても不採算性ゆえに切り捨てる方向。	鉄道「統合」の方向
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	3 経営の自主性	3 株式の公開時期、比率等は未定。(社会党案は)国に負担をかけすぎるから、親方日の丸、赤字たれ流しだ。	効率的な経営体制(改革法1条)
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	4 事業範囲の拡	4 完全民営化する。	効率的な経営体制(改革法1条)
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	5 国の監督権を最小限度にとどめ、政治介入を排除すべきだ。	5 株式保有は経営の自主性確保になじまない。	効率的な経営形態に改めることによつて、国民生活充実のための重要な手段としての役割と責任を十分果たしうる鉄道事業に再編・再生させていく。
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	6 具体的な計画を示せ。	6 他の民間鉄道を超える助成はできない。	各国情の交通事情の違い。
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	7 駅を活用した情報コミュニケーション、高架下を利用した新たな事業の開発等を検討中。	7 駅を活用した情報コミュニケーション、高架下を利用した新たな事業の開発等を検討中。	慎重審議は大切。
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	8 経営の自主性確保、健全化に努める。	8 分割民営化後も新会社に国は関心を払うことは、世論調査、選挙結果でも明らかだ。	分割民営化後も新会社に国は関心を払い続ける。
分野法の適用あり。運輸大臣の認可にあたり、地域の関係業者間で調整を図る。	9	9	9 慎重審議は大切

項目	追及・要求・その他	衆議院 答弁・その他	参議院 答弁・その他
1 経営総論 (鉄道業の発展)	「規模の利益」の喪失 他の交通手段との競争に有利な条件としての全国ネットワークの放棄	「管理限界論」	同
2 利便性	各社間直通列車による利益の発生を阻害 追加費用の支出 ・各会社間の調整、協議、清算 内部補助のルール ・本州三分割は自己矛盾―内部補助の必要―補助ルールが問題 地域ニーズへの適応は分権化ではかるる。 ・分割しなくとも旅客流動に合わせたダイヤづくりは可能	分割による若干のコスト増はみとめるが、「またがり」が非常に少ないのでわざか。 不合理な依存関係をなくすべきである。 旅客流動の完結性から分割がのぞましい。	同
3 安全、災害対策	各社間連絡調整、責任分担が難しい。 安全を無視した事業経営はあつてはならないものであり、十分検討を加える。 事故発生事の対処方法を各分割会社でとりきめ、復旧にトラブルを生じないよう運輸省が指導する。	これまで賃金は二年毎に一〇%程度アップしているのでこの程度はやむをえない。 貨物の運賃値上げはあまり考えるべきではなく、営業割引により他の運輸機関と競争すべきである。	参議院 答弁・その他

経 営 収 支 等

(3)	旅客会社との 関係 (2) 旅客・貨物会社との利害対立等の調整 ダイヤ設定 ・レール等の保守・管理費や運賃収入 の配分	2 貨物会社 収支見通し (貨物鉄道の縮小・安樂死を許さない)	試算根拠 ・高速道路建設予定地の需要予測と 経費見積 ・再建管理委と今国会提出資料との 基礎データのくいちがい 試算根拠、経営規模トラック等との関 係 (貨物鉄道の縮小・安樂死を許さない)	空港・道路整備状況を勘案して、マク ロのモデル式をつくり、六五年度の輸 送需要を推定した。長い目でみると鐵 道輸送需要は微減。横バイ。
(3)	物流のあり方 鉄道特性を活かしながら、トラック輸 送との分担連携をはかる。 トランクとの公正な競争条件を確保す る。	会社間協定 ・	コンテナ輸送、石油・セメント等の大 型定期輸送に特化し、輸送の効率化を はかつてコスト低減に努めれば貨物会 社に将来はある。	道路・空港の整備計画を織り込んでい るが未確定要素もある。現時点で可能 な限りの試算をした。
	物流のあり方 原則として、物流市場の各輸送機関間 の競争や利用者の選択により効率的な 物流体系が形成されるべきであり、國 の規制等は必要最小限にかぎるべきで ある。	あらかじめ関係会社間でダイヤ設定の 優先度調整ルールなどについての協定 を結ばせることにしており、その協定 に基づいたダイヤ調整会議等の場で調 整を図る。 会社間の調整が円滑を欠き、これを放 置しておくことが利用者の利便その他 公共の利益を阻害していると認められ る場合には、事業法二三條に基づいて 運輸大臣の事業改善命令を発する。	貨物会社の安樂死は考えていない。コ ンテナ等期待できる分野がある。荷主、 通運事業者との連携により経営はなり たつ。	合理化等効率的な運営をめざす場合も 安全面を最も重視する。

項 目	追及・要求・その他	衆議院 答弁・その他	参議院 答弁・その他
3 バス事業	地方バスも含めて国民の足を守る必要から、バス事業の廃止に歯止めをかける。 輸送秩序の確立が急務である。		
4 北海道・四国・九州の各会社の経営の安定	北海道・四国・九州の各旅客会社の経営環境は厳しいため、政府は経営の推移を見守りつつ、経営の安定を図るために必要な措置を積極的に講ずる。 経営見通しが狂つた場合の措置	経営安定基金の額・運用方法等を明らかにせよ。 基金の原資は特定していない。 再建監理委に上乗せした基金設定積み増し等を考えなくてすむ状態。 運用利回り約七・五%	トラックの過積載、過労運転を防止し、輸送秩序の確立に努める。 運輸省は、地方バスの維持を図るため種々の補助を行い、住民の足の確保に努めている。 地方バスを含めて、バス路線の廃止については運輸大臣の認可に係らしめている。
1 長期債務 (1) 債務の範囲	国鉄長期債務等 ・国鉄長期債務について ・基礎施設建設費は国の負担分 ・設備投資の赤字を單年度処理せず累積させた責任 「等」について いざれも国鉄の債務	北海道・四国・九州の各会社の経営環境は厳しいため、政府は経営の推移を見守りつつ、経営の安定を図るために必要な措置を積極的に講ずる。 経営見通しが狂つた場合の措置	経営が成り立つに十分な額の経営安定基金を設定し、国鉄の長期債務の引き継ぎ等を免除するなど経営についての見通しはあるが、これらの地方の事情を考え十分な配慮をする。 承継計画確定の時点で收支を最終的に確定し仮に、数値が変わることがあればそれに応じた措置をとる。

長期債務・資産承継・用地問題

3

土地問題

(3) 資産の処分

・鉄建公団、本四公団の資本費負担
・改革にともなつて生じる費用
などを加えふくらませてゐる

資産処分審議会（事業団二〇）
・国民のチェックが可能な構成

処分用地、価格、方法等を明らかにせ
ば二二二）

(1) 資産の確定
(2) 資産の承継

現有総資産の再評価をする必要があ
る。
基本計画、実施計画策定についての國
民の関与（国会承継事項とするなど）
評価審査会（承継法人の承継する財產
の評価）
・國民のチェックが可能な構成

構成は、学識経験者、設立委員、大蔵・
運輸・国鉄職員（施行規則案）
帳簿価格が原則（改革法20II）
関連事業用資産、出資株式等は時価
(施行規則案)

同

同

同

基本計画、実施計画策定についての國
民の関与（国会承認事項とするなど）
償還計画、方法、時期を明らかにすべ
きである。

利子の免除・削減できない。

清算事業団の債務の要処理額が確定し
た段階で、その額および返済方法を國
会に報告し、了承を得る。

事業範囲が一定のエリアの中に限定さ
れているものは基本的にそれぞれ分割
会社に承継され、複数にまたがるもの
については検討中。

運輸大臣の認可、理事長の任命する資
産処分業務に関する学識経験者（事業
団二二二）

処分用地は三三三〇へクタール八・五

項 目	長期債務・資産承継・用地問題	衆議院 答弁・その他
2 新事業体の採用方式 (改革法23条関係)	<p>4 国民負担</p> <p>周辺土地価格の急騰防止策の確立。</p> <p>公共機関の先買権・財源保障</p> <p>処分・利用の公正を期すため国・地方公共団体・国民代表等の参加による「鉄用地有効活用委員会」の設置</p> <p>関連事業への活用、信託制度の活用等の検討</p> <p>国民負担の強要</p> <p>信託等の手法で長期債務を償還する自信なし。</p> <p>新税は考えていない。</p> <p>最終的に国民が負担すべき債務は一四・七兆円。</p>	<p>兆円（仮定計算）個別の価格は公開できない。一般公開入札を原則とする。</p> <p>土地転売制限を付すことも検討する。</p> <p>用地売却の見通しがつき、売却計画がより確実なものとなる時点で試算の見通しを行う。</p>
1 新事業体の要員規 (改革法19条関係)	<p>再建監理委回帰式の不适当性</p> <p>・私鉄約六〇社の計算値が実際値よりも四五〇二人下回る。</p> <p>全員雇用承継の上、新事業体で「ゆるやかな」要員問題の解決を。</p> <p>上位六社で四〇〇〇人程度の誤差が生じるが残りの会社は概ね妥当。</p>	<p>用地売却の見通しがつき、売却計画がより確実なものとなる時点で試算の見通しを行う。</p> <p>最終的な処理は、雇用対策、土地処分のめどがたつ時点で歳入歳出全般とあわせて決定する。</p>

(1) 新規採用方

式（法律論）

(2) 採用手続—採用基準、選定方法等

電々、たばこと同様とすべきである。
あるから新規採用方式が妥当。

採用基準、選定方法等を明らかにすべきである。

新事業体は適正要員で出発させる必要がある。
新会社の労働条件は設立委員会が決める。

年齢・健康・適性
それに勤務成績—職員管理調書

職員管理調書は恣意的にならないか。

実態的に雇用承継であり、労働条件や年休権等も含め基本的に維持すべきである。

新会社設立だから団体交渉はしない。

客観的公正に扱う。

(3) 労働条件

(4) 労働組合との交渉・協議

労働組合と交渉・協議すべきである。

新会社設立だから団体交渉はしない。

(5) その他

業務上災害による障害者、中高年者等転職が困難な者を承継法人に優先的に採用すべきである。

法律的には現在の国鉄の労働組合と団体交渉を行う立場にないが、実質的に国鉄改革を円滑に実施するため必要に応じ労働組合と意見交換する場合もある。（運輸大臣）

労働組合と十分話し合い、意見を酌み取り国鉄として設立委員に要望する。（国鉄総裁）

3

清算事業団職

(1) 員の処遇
(2) 労働条件

教育訓練に従事する職員は八〇%、派遣・受託業務、再就職を必要とする職員の管理業務等に従事する者は九〇%、本来業務については適正に決める。

清算事業団職員の給与は、生活の安定にも配慮して適切な水準となるよう予算折衝で特段の努力をする。

項目	追及・要求・その他	衆議院 答弁・その他	参議院 答弁・その他
雇用			
(3) 対策			
(1) 韻響			
(2) 経営面の影響			
(3) 就業条件			
5 関連企業への影響			
(4) 人材活用センター等			
(5) 幅域異動			
(6) 関連企業界			
(7) 一般産業界			
(8) 関連企業			
(9) 公的部門			
4 余剰人員対策	先確保 再就職受入れ	行う	存続する。
(10) 団体交渉	三年分の一括採用 推薦の五倍枠をはずす	そのように努力したい 5倍が通例	
(11) 協定の効力	2万一千人の内訳	各省ごとに採用予定数を明示。	
(12) 労働協約	一括選抜、一括採用内定を最大限にする。		
(13) その他			

「雇入れのために必要とされる諸条件」
またはその「整備のための措置」（再就職促進法10・21条）とは何か。

ローテーションできないならやめるべきである。

余剰人員の特定化ではない。
適正に運用していく。

広域異動についての条件設定の努力をする。

人材活用センターは六二年四月一日以前にやめる。

退職不補充、新規採用停止、六〇歳定年制の導入等

影響を受ける関連企業とそこに働く労働者に対し経営安定資金、退職金の援助や特別給付、雇用調整金制度の適用等を考えるべきである。

鉄道小荷物会社等については雇用調整金制度を適用する方向で検討している。

	整備新幹線	地方交通線	年 金
存続	建設計画	1 特定地方交通線等の取り扱い	(1) 六四年度まで の問題
		2 国の責任と地方自治体負担歟止め 3 予算凍結線の扱い	(2) 六五年度以降 の問題
	建設財源および各旅客会社への影響等への対応策を示せ。	国は、地方線、特定地方線に関する補助・助成措置をとるべきであり、地方自治体に負担を転嫁してはならない。建設を中止している線区の取り扱いはどうするのか。	「政府統一見解」の趣旨にのつとり、掛金・給付に影響されることなく国の責任で處理すること。
	整備新幹線財源問題等検討委員会において検討中	特定地方交通線との整合性から、二年から二年半の期間を置いて、第三セクターとしての活用を検討する。期間経過後は、建設をとりやめる。	国民に開かれた民主的な場において検討し、六三年度中に結論をだすこと。
	新会社の経営者が他の形で転用することを認めるか。	並行在来線、財源問題など着工の前提条件を詰め、その検討の終了を待つて適切に対処する。	地方交通線を維持し、取扱いが未定の特定地方交通線についても地域住民の理解がえられる必要な間、国の責任において維持する。
		転換交付金を交付し、転換後五年間必要な助成を行う。	転換がすんでいないものは旅客会社に引き継ぎ、第一次、第二次線については二年半、第三次線については二年半の間協議し、転換の合意が得られれば、六月以内に転換する。
		同	六一年度中に六四年度までの結論を得て、その後、銳意、政府で検討する。
			国鉄の自助努力を待ち、国の負担を含めて諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしてることを目途として六一年度中に結論を得る。
			同

項 目	追及・要求・その他		衆議院 答弁・その他
	技術開発	連絡船	
1 地方税減収問題	リニアモーターカー 鉄道技術研究所	技術の分散、低下のおそれはないか。 建設計画等扱い方	船員の雇用 連絡船の廃止または縮小に伴い船員が陸上勤務となる場合、その後も船員として勤務することを希望する者は清算事業団の職員となつて再就職先を探すことができるもとすべきである。
2 財政支出増問題	国は、国鉄改革とともに地方税減収に対して十分な補填措置をとること。国及び新事業体は、地方公共団体に過大な負担を及ぼすことのないよう、地方財政再建促進特別措置法など既存の方財政再建促進特別措置法の趣旨にてらし、これまで通り、自治体負担は	国鉄改革問題とは切り離して考える。 臨時特例的措置については延長する考えはない	活用しようとする場合には、その事業の必要性、他の事業への影響等を検討した上で認めるよう努力する。 将来地上勤務への転換の途を選択する者は新会社の職員としての選定の対象とする。将来にわたり船員であることを希望する者は一旦清算事業の職員となる途を選択し官公庁、民間の船員として再就職の機会を待つこととし、その間は新会社の連絡船に清算事業団からの派遣職員として乗船する。 この間に官公庁等に採用が内定した者は、連絡船の廃止後に正式採用してもらうよう採用先と協議し、できる限り本人の希望に沿うよう努める。

鉄道警察隊問題

法体系の趣旨を尊重し、必要な助成と経営努力に努めること。

好ましくないと考える。地方団体には十分指導を行う。

第三セクターへの自治体の参加については、慎重に検討する。

鉄道公安業務の都道府県警察への移管に関して、警察権力の不必要的な介入を排するため、鉄道警察隊等の設置は行わないこと。

これを前提に、警察官定数増について再検討すること。

① 鉄道警察隊は都道府県警察の権限を超える特別の権限を有するものではなく、交通機動隊に類するものである。

② 鉄道警察隊の鉄道施設内の事務所等への立入り、職員集会の立合い等は、特別の場合を除きない。

③ 新事業体は通常の民間企業と同様に警備、守衛的業務や荷物事故の調査等を行うのは当然と考える。

同



編集後記

政策資料編集委員会
委員長 伊藤茂
編集委員 五十嵐広三
福間知之 系久八重子
細谷治嘉 河上民雄
田中恒利 戸田菊雄
早川勝 中西績介
矢田部 理志
高杉廸忠 苦裕
瀬尾忠博 牧一
渡辺 博安恒良
温井 寛志
佐間田勝美 阿良
大和銀行 行政
衆議院支店
普通 203888
年間購読料 四二〇〇円(前納)
又は
郵便振替 東京8-180821
ご送金は左記へお願いいたします。

▼構造不況だ、いや円高不況なのだ、違う、
政策の誤りによる“政治不況”が真相だ、と
いう説が巷間つたえられている。ところが、と
いま東京には、霞ヶ関ビル(三八階)一〇〇
本分のビルが不足しているというのである。
東京湾岸の豊洲、有明、芝浦、一三号地など
に行くと、「ここに四〇階以上が三〇本、あそ
こに一五本、向こう側に二五本で、合わせて
七〇本、汐留、新橋、東京駅間などに約三〇
本……」という氣の狂つたような話が真剣に
語られ、土地の強烈な買収合戦が展開されて
いるのである▼この動きは、六年後に完工す
る東京湾連絡橋の着工(?)で裏付けられた。
これは全長七九八メートルのつり橋部分を含
め三・五キロメートルの橋で、サンフランシ
スコのゴールデンブリッジに匹敵(というよ
りは、それと競っている)するという。さら
に、その臨海開発拠点——東京駅付近の都心
間、同都心——新宿副都心(新都庁)間など
に地下深く一〇〇メートル道路が新設される
という。おそらく、それは首相官邸の直下地
点が予測されるのではないだろうか▼これら
完成のあかつときは臨海——都心を七分、都心
新宿を五分のハイウェーだそうだ。もち

ろん戦争時には国家中枢機関の全面的避難場
所に早変りするのだろう。国土庁の“東京一
国化構想”的帰結が、東京をこのように変え
ていくのかも知れない。恐ろしい変容である
▼最近、品川や大田地区の中小業者の話によ
ると、再び東京に事務所を移転しはじめてい
るという。地方では商売にならないのだと
切々と党の議員に訴えたそうだ。ひょつとす
ると、こんごは県庁所在地でも過疎現象が起
き、いわゆる“新過疎”時代が到来するとい
われる。党はこうした巨大な動きにどこまで
大胆に踏み込むべきなのだろうか。なぜなら、
単に批判だけでもこの方向を止められないか
らだ。▼世界の資本が、ロンドンや、ニューヨー
クよりも東京を“国際金融情報センター”
にすることをすでに決めているかも知れな
い。東京がマンハッタンを凌ぐ日が近いので
ある。そのためか、すでに三〇万円家賃の高
級マンションの不足も深刻だそうだ。東京は
どこへ行く?……浮かれるなかで、世界恐
怖が静かにしおび寄つてもいる。国際経済金
融動向から瞬時も目を離せない。

(S)

★
No.二四四号表紙うらの発行年月日、一九八六年は一九八七年の誤りです。

日本社会党政策審議会
大和銀行 行政
衆議院支店
普通 203888
年間購読料 四二〇〇円(前納)
又は
郵便振替 東京8-180821
ご送金は左記へお願いいたします。

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1987年2月1日発行

政策資料第245号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
